

第7回
環境社会配慮ガイドライン改定に関する
諮問委員会

日時 2021年3月4日（水）14:01～17:31

場所 JICA本部 1階113会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

諮問委員

石田 康典	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 室長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐
八木 浩治※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
山谷 清志	同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 日本評価学会 顧問

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

JICA

安藤 直樹	企画部 部長
伊藤 晃之	企画部 次長
折田 朋美	企画部 参事役
平良 靖	企画部 業務企画第二課 課長
谷口 光太郎	地球環境部 気候変動対策室 副室長
大竹 智治	審査部 部長
中曾根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課

傍聴者

高梨 寿	一般社団法人 海外コンサルタンツ協会
波多江 秀枝	国際環境 NGO FoE Japan

○折田 お時間になりましたので、第7回環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を開始させていただければと存じます。

今、オンライン会議でのお願い事項ということで画面に提示させていただいていましたが、逐語録を作成しますので、必ず最初にお名乗りいただきますことと、それから、ご発言の際はミュートを外して可能であればカメラのオンをお願いできればと思います。

では、本日も原嶋座長、よろしく願いいたします。

○原嶋座長 原嶋でございます。音声、届いていますでしょうか。

それでは、第7回の環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を開催いたします。よろしく願いします。

本日は委員の皆様、私と八木委員の二人は会議室で参加、そして、そのほかの委員の方全てはオンラインでの参加ということです。あわせて、傍聴者として本日は10名の方がこのJICA本部の建物の別室で傍聴をされていますので、よろしく願いします。

それでは、お手元に既に配付されております議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、第1が前回の振り返りでございます。よろしく願いします。

○古賀 事務局から3点ご連絡いたします。

まず1点目が本日の資料なんですけれども、今回資料の数が多いので、簡単にご説明させていただきます。

本日、資料が6点ございまして、そのうちまず最初、第7回諮問委員会資料①、②と番号の振ってあるものがお手元にあるかと思えます。そのうち資料①につきましては、本日の朝9時16分に差し替えを送付させていただいております。記載内容の差し替えといえますよりは、表の形式が少し壊れておりましたので、差し替えをさせていただいたという経緯でございますが、直前の資料の差し替え、大変申しわけございません。必ず今朝お送りしたほうをご覧いただければと思います。

残りの資料でございますけれども、別添1というものが従来もお配りしてしました。これまで諮問委員の皆様からいただいたご意見を一覧にしたものでございます。それから、追加まとめということで、これは第5回、第6回諮問委員会会合の後に委員の皆様からいただいたご意見の原文をまとめて配付させていただいているものになります。

残り2点の配付資料でございますけれども、参考としてお配りさせていただいておりますが、前回の会合の後に鈴木委員より大気質のモニタリングに関しまして参考資料を共有いただきましたので、本日参考資料としてお配りしております。

以上が資料のご説明でございます。

2点目なんですけれども、前回第6回の会合以降、先ほども出てきました追加で数名の委員の皆様からご意見を頂戴しました。こちらは本日の配付資料の資料①、②というところに追加のご意見として概要を載せさせていただいております。また、それに応じましてJICA方針案という欄についても修正があったものは反映をさせております。

最後、ご連絡の3点目、異議申立に関しては折田のほうからお願いできますでしょうか。

○折田 もう1点の異議申立に関連する前回からの振り返りですが、鈴木委員から前回、もし可能であればEBRD、IDBなども先進的な取り組みを行っているの、比較してみてもというご助言を

いただいたところではございます。今後の工程を現在いろいろ見直しているのですが、スケジュールもあって世銀、ADB等と同様の形で情報収集を行うのはなかなか厳しい状況にございます。

当初予定していた要綱に基づく検討に加え、すでに3つの国際機関の比較を行っており、また、私どもはバイの機関ですので、バイのドナーにも少しアンテナを張りながら論点整理を行っているところで、必ずしも鈴木委員にご助言いただいた、さらに二つの機関の比較ができるかちょっとわからない状況です。もしも、議論の中で必要でしたらこういう論点はこの機関ではこういうことになっているよ、というのをお示しいただくことがお願いできれば、幸いだと考えています。以上です。

○原嶋座長 今いくつかの点をお話いただきましたけれども、今までの点で何か確認をしておく必要のあることがありましたら遠慮なくご発言いただきますけれども、サインをお願いします。

それでは、特になければまた後ほどでも結構ですので、またご発言をいただきたいと思います。

続きまして、2番目、今日の本題になりますけれども、環境社会配慮ガイドラインの改定方針の説明ということでございます。これまで第6回までに大きく8つのテーマに分けてそれぞれの論点について検討をさせていただきました。それに対して次の段階として、JICAの現在持っている考え方について具体的にお示しいただき、それに対してまたご意見を頂戴し、本日はかなりそういった中で具体的に言うと意見の若干の隔たりがある、あるいは意見が収れんしていないようなところを中心に再度ご意見を交わしたいということで予定しております。大変難しいところに差しかかっておりますので、事務局の側も資料の作成に大変ご苦労いただいております、若干資料の提供なども時間的に遅かった点などはありますけれども、今ちょうど難しいところでございますので、その点、ご寛容をお願い申し上げます。

それでは、今お手元の資料として環境社会配慮ガイドライン改定に向けたJICA方針案の1というのと2というのが二つの形でありますので、本日は主にそこを中心に、さらにその中でも網かけです。画面上は何色になっているかちょっとわかりませんが、色がかかっている、マークがかかっているところを中心に説明をいただき、これまでも何度かご意見をいただいておりますけれども、さらにご意見を頂戴し、意見の収れんに努めていきたいというふうに考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

これまでのところ、もし何かご発言の希望があれば頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速大きく二つのパートに分けて1から4と5から8ということで、まず最初に1から4のテーマについてJICA方針案の今お手元の資料の網かけ部分を中心に説明をいただきたいというふうに思います。事務局のほう、よろしく申し上げます。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

私からまずJICA方針案①の資料に基づいて、全体に関するものとテーマ1から4までについて争点として残っているところをご説明させていただきたいと思います。資料全体のフレームワークとしては、原嶋座長からご説明いただきましたとおり、画面で青字になっているところが、2020年12月に一度ご意見を追加的にいただくお話が諮問会議の場であったところに関連した追加のご意見、そして、青字に黄色のマーカが付してあるところが今回もう一度、2021年2月の第6回の会議を踏まえて2月24日までにご意見のある委員の方からご提出いただいたもの、それを載せておりまし

て、あわせてそれらご意見も踏まえたJICA方針案の更新内容を一番右側の列に掲載しております。

また、前回の会議でのご指摘をいただきまして、ガイドラインで記載するもの、FAQで記載するもの、ガイドライン、FAQとは別の枠組みで取り扱っているものを区別して明瞭にすべしというご指摘がございましたので、それを括弧の中で、ガイドライン、FAQ、別枠組と分けて記載する形で明示しております。よろしく申し上げます。

それでは、資料に沿って全体に関するところからご説明をまいります。

全体のところでは、FAQの取り扱いが議論となっております。村山委員からはこのFAQの位置づけ、これを明瞭化して、それをガイドラインの中で明記するというご指摘、鈴木委員からどのような位置づけにあるのかということをも明瞭にする、そこから議論をきちんと進めるというご指摘をいただいております。

右側のJICA方針案にありますとおり、このFAQの位置づけはよくある質問に対応するというものでございまして、ガイドラインは環境社会配慮の原則、基本手続を示しておりますけれども、FAQはそのガイドライン記載の内容の定義または解釈を示す解説書という扱いでございます。この扱いにつきましては、FAQの冒頭にも記載をする形でその位置づけを明瞭化したいと考えております。

引き続き「理念」および「気候変動」、テーマ①についてでございます。3ページをご覧ください。

こちらでは、12月の時点で21番、22番のとおり、日比委員からご意見をいただいております。全体の国際潮流としてはパリ協定自体に加えて120か国以上の動き、そういったものも含めて言及をすべきではないか、また、日本政府の政策についてもより突っ込んで書くべしということで具体的な書くポイントについてもご提案をいただいております。

右側の列に参りまして、JICAとしての取り扱いを今一度ご説明申し上げたいと思っておりますけれども、ご指摘をいただいている脱炭素社会構築に向けた国際社会の取り組みについては「序」で言及をし、それを受けた日本政府の政策については「理念」のところと言及をしていくということで、この「理由、考え方」にございまして、「序」・「理念」を通して国際潮流を踏まえた日本政府方針に沿って適切な環境社会配慮を行うということを明確にしていくことを考えております。個別の政策に言及するというよりは、それは全てこの記載の趣旨に内包されているというような扱いとして位置づけられればと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

引き続きまして、5ページ目でございます。

石炭火力発電の支援に関する考え方を言及するかどうかという議論につきまして、32、33番で日比委員からご指摘をいただいております。今のインフラ新戦略に基づいた「原則、石炭火力セクターについて支援しない」という方針については、その石炭火力の特異な性格を踏まえてガイドラインに言及をするべきではないかというご指摘でございます。

今一度右側列のJICA方針に基づきご説明を申し上げたいと思っておりますが、「理由、考え方」の二つ目のポツですけれども、そういった特定のセクター、石炭火力セクターへの支援を含めた特定セクターへの支援というのは、日本政府の方針を含めた上位の政策と個別事業の整合性という観点で、日本政府、JICAで都度確認をしております。従って、その下で個別事業の環境社会配慮を具体的にやっていくということがまさにガイドラインの範疇でございますので、ガイドラインの中ではそういった特定セクターへの支援方針にかかる内容については言及をせず、JICAの責務と手続、相手

国に求める要件を規定していくという整理の住み分けで考えてまいりたいと思っております。

続きまして、事業による温室効果ガス排出量の推計のところでございます。7ページに追加の点を記載しております。

41、42番につきましては12月の時点で日比委員からコメントをいただいております。原則GHG総排出量について推計すべしという点と、スコープ1、2およびできる限りスコープ3の推計を求めるという点を大枠のご提案としていただいております。

6ページの右側の列になりますけれども、その後、前回第6回の場合、JICAより方針について新たに内部で検討したものをご提案いたしました。具体的には、一定以上の温室効果ガスの排出が見込まれるものについてはGHG排出量推計を公開する、これをガイドラインに記載しまして、スコープ1について年間2万5,000 CO₂換算トン以上のプロジェクトについてはGHG排出量推計を公開するという具体的な内容はFAQに記載することとし、その他、温室効果ガスの推計対象の内容等についても言及しております。

こういった方針内容を踏まえて、諮問委員意見の43番に戻りますけれども、日比委員からはスコープ1で一定量以上のGHG排出が見込まれるプロジェクトを推計・公開する、また、年間2万5,000 CO₂換算トンという方針については賛成ということでサポートいただいているとともに、「ただし」というところで、この閾値自体についてはガイドライン運用の今後10年の間に潮流等が変動しますので、それに応じて随時見直すということをご提案をいただいております。また、あわせて今回JICAより提案しているスコープ1だけでなく、スコープ2、可能な限りスコープ3についても対象とすべしということをご提案をいただいております。

JICAとしましては、随時見直しというのは相手国政府もこのガイドラインに基づいて推計、公表の対応をするということも踏まえますと、随時こちらの方針が変動するということはかなり対応が難しいというように考えております。ここは引き続きご指摘の点を踏まえてどのような対応があり得るかという検討の対象かなと思います。基本はガイドライン2.10に10年の間に5年のタイミングで運用見直しというものがございますので、そういったところを活用していくことも考えるのかなと思います。

引き続き7、8ページの51番、および52番から54番にかけてでございます。これは個別事業と上位政策との整合性の確認について、相手国の上位政策および日本側の政策との整合の話、また、そういったものをアカウンタビリティーを持って公開していくことが必要だというご指摘をいただいております。

この点につきましては、右側の「理由、考え方」2ポツのとおり、NDCその他の気候変動政策は確かに環境に関する政策ですけれども、幅広い政策分野に亘るものでありまして、この政策に照らした事業の位置づけというのは日本政府、JICAで都度確認をしております。また、確認された内容の透明性という意味では、事業の位置づけについて事業事前評価表で公表していますので、そういった上流部分での検討結果は透明性を持った形で公開がされているということになります。

従いまして、ガイドラインの枠外でございますけれども、そういった形で個別の案件の取り上げの検討のプロセスで透明性高く考え方の整理が公表もされておりますので、ご理解をいただければと考えております。

引き続き、9ページのところのGHG排出削減の代替案の検討のところでございます。ここは

BATの議論とも関連をしまして、木口委員、田辺委員から「同一セクター・同一規模でBAT採用等を勧奨し」というところについて、例えば石炭火力であれば石炭火力と再エネとの代替案比較のような形で、同一セクター・同一規模を乗り越えた検討もされているので、ケース・バイ・ケースの異なる対応の可能性を明記するというところのご提案をいただいております。また、BATとは何を指すかというところを日比委員からご指摘いただくとともに、61番のところでは代替案の検討の考え方としてGHGの固定化や、また、そこで排出がされているGHGについて逆にニュートラルにしていくことを目指していくための追加的なコスト、そういったものを費用対効果のところに入れていくべきではないかというご指摘をいただいております。

右側に少し詳しくなりますけれども、JICAとしての考えをお示ししておりますけれども、まずBATについてどのようなものかというところがございます。BATにつきましては、GHG排出量の大きい事業セクターの同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術ということで、中ほどに記載ありますけれども、例えば個別プロジェクトにおけるBATの採用という場合には異なる発電方式ではなくて、例えばガス火力であれば、同じガス火力において効率性等を勧奨して最良の技術を検討するということを想定しております。

ただ、この規定によって木口委員、田辺委員よりご指摘のあったようなガス火力とその他の再エネの電力方式との比較を妨げるということではありませぬので、個別の案件の求めに応じてそれは対応していくというところがございます。1ポツ目の1番最後のところです。

続きまして、代替案検討の点でございます。

代替案についてご指摘いただいた日比委員の問題意識のような対応は、私どもも事例が豊富と思われるADB等の対応も調べてまいりましたけれども、そこまで網羅しているものというのは少なく、しかも、定性的な評価が中心と見ておまして、引き続きほかのドナーの運用も見ながら可能な範囲で運用面での対応を考えていくのかなと思います。また、定量的評価の一つでありますEIRR、経済的内部収益率においては、その計算手法等は確立をされておまして、それにおいては、With Projectの場合とWithout Projectの場合のCO₂換算の排出量を算出して、その差を計算して削減便益またはマイナスになれば費用のほうに計上するという対応を行っているところでございます。

引き続きまして、11ページ、構造物の設計における気候変動の考慮のところ、村山委員から「適応」の位置づけは今後重要性を増すと思われることから、概念をガイドラインに含めることというご指摘をいただいております。

「適応」対応の重要性はJICAとしても認識をしておまして、ガイドラインの中というよりは、別途気候変動に対する適応の観点で対応しているところでございますので、引き続きその対応で取り扱ってまいりたいと考えております。

続きまして、テーマの二つ目、「対象事業、情報公開」でございます。12ページをご覧ください。

70番で基礎情報収集・確認調査について具体的にカテゴリAに分類される個別案件形成が想定されるものをきちんとガイドライン適用対象に含めるということの木口委員、田辺委員からご指摘いただいております。また、マスタープランに実質的に結びついている事業があれば、マスタープラン策定と同様に扱って、SEAを適用すべきというご意見をいただいております。

この点につきましては、右側の列のとおり、JICAとしての取り扱い方針は引き続き、前回ご提示

したものと変わりがございません。基礎情報収集・確認調査自体は実施前提条件等の基礎情報を集めるものでございますので、個別案件形成は協力準備調査で行っているものでございます。基礎情報収集・確認調査を踏まえて協力準備調査で個別案件の形成を行っているものもございますけれども、それも全て協力準備調査段階で必要な環境社会配慮を行っていますので、引き続きガイドライン適用対象事業としては、右側の一番上に書いてありますとおりの分類としておりまして、基礎情報収集・確認調査はこれに該当しないものとして想定しております。

また、実質マスタープラン作成に結びついている事業というものは、恐らく「協力準備調査（協力プログラム形成）」という協力プログラム形成の調査を指しておられると理解しておりますが、ガイドライン上も3.1.1で協力プログラム形成については取り上げておりまして、そこで戦略的環境アセスメント、SEAを明記しておりますので、71番のご指摘は既に盛り込まれている、現行ガイドラインに反映されていると考えております。

引き続きまして、13ページ、コモンアプローチの関係でございます。

村山委員からコモンアプローチの考え方が含まれていないため、ガイドラインに明記するというご指摘をいただいております。コモンアプローチ自体はそれに対する対応・取り扱いがなかなか定まっておきませんので、ガイドラインの中で扱うというよりは右側に書いておりますようにFAQで「協調融資の際に協調融資先と共通の手続を取る場合には、ガイドラインの遵守を確保しつつ、部分的に共通化できるところから取り組んでいく」というような対応姿勢をFAQに記載するというところでどうかと考えております。

続きまして、14ページでございます。

カテゴリAについてドラフトEIAの相手国政府の承認担当省庁提出版から120日公開のカウントを行うという提案についての議論でございます。83番で村山委員から相手国で作成されるEIAの報告書とJICAで行う環境レビュー結果に乖離が生じる場合に、その乖離の部分の是正をどのように求めるのか明確にしておくというご指摘、また、84番では黒木委員からドラフトEIAについてJICAのF/Sで支援するもの、これは協力準備調査、もしくは開発調査型技術協力ということかと思いますが、これらについては助言委員会コメントも反映した内容にするか、または相手国側で作られたものであれば、それに加えて助言コメントを英文で公開というご意見をいただいております。

また、EIAの助言を反映した更新版も速やかに公開、また、実施段階で詳細設計の計画を踏まえて更新した場合は、それも併せて公開というご提案をいただいております。

右側のJICA方針の記載をみながらご説明を申し上げたいと思っておりますけれども、一つは84番の黒木委員のご指摘に関係しますけれども、EIA自体は相手国の制度に基づいて相手国政府によって承認プロセスが持たれるということで、全てのそういったEIAの報告書について助言委員会コメントを反映したものをドラフト版として相手に用いさせ、承認プロセスを行わせるということは現実的に難しい場合が多く想定されるかと思っております。ただ、その中でも協力準備調査でEIA報告書の作成支援を行っている場合というのは、おおむね助言委員の助言プロセスを経たうえでEIAの中身も固まっておりますので、助言が反映されたうえでのドラフトのEIAが相手国の承認担当省庁に提出されるということが実質的に確保されていると思っております。

そうではない場合、すなわちJICAの関与なく相手国で先に承認プロセスに入っているEIAにつきましては、相手国の権限の中で行われているものですから、JICAの助言に基づいて更新をしてもら

うというよりは、JICAとしてはガイドラインに沿った対応がなされているかを環境レビューにおいて相手国と確認・交渉し、確保していくということになります。この点は83番の村山委員のご指摘にも対応するところでございますが、仮にそこで乖離が生じていて追加的な対応をJICAとして求めていくというときには、環境レビューのプロセスで相手と協議、交渉して、乖離が生じている部分の追加的対応を合意していくということとなっております。これまででもそうした対応を行って実際に運用がうまく回っておりますので、そのような対応を引き続き継続していくことで対応できると考えております。

続きまして、15ページ、公開期間の柔軟化のところでございます。

一番下の92番のところでは公開期間を合致させる選択肢について、田辺委員、木口委員から途上国金融機関との協調融資の場合には期間が短くなる可能性もあるので、日本の出資しているMDBsとの協調融資に限定すべしというご提案、また、93番では最低60日とする必要性が不明であるというご指摘をいただいております。

右側に記載をしておりますけれども、まず93番の60日とする理由のところに関係した情報提供でございますが、ADBは公的なソブリン融資、また、民間ビジネス向けの非ソブリン融資とも120日前公開という運用にしておりますけれども、独立評価局の評価が2019年に行われておりまして、その中ではこの120日前公開を非ソブリン融資に課すことで、60日の公開期間を設定しているIFCと比較して協調融資の実現の可能性や競争力にマイナスの影響が及ぼされているという指摘がされております。

また、JICAの海外投融資においても同様に、協調融資の相談、持ち込みの際に公開期間が顧客のタイミングに合わずに断念もしくは辞退するという事例もございます。そういったことも踏まえて、今回60日前公開ということ海外投融資について確保したいと考えているところでございます。

92番については、通常のこれまでの実績を踏まえると、世銀・ADBの120日、そして、IFCの60日、それ以上短い協調融資先というのは実績踏まえてあまり想定されていないかなと思いますけれども、もし木口委員、田辺委員のお手元でそういう短い公開期間の事例がございましたら、また教えていただければと思います。

続きまして、モニタリング結果の公開の観点でございます。

モニタリングレポートの公開については、木口委員、田辺委員からADBも例に説明責任を果たすべく公開すべしということと、非公開とする場合にはきちっと理由確認もできるのではないかなというご指摘、また、村山委員からはJICA方針の記載においてADBがモニタリング結果を公開対象にしているという説明を加えるとともに、運用ではJICAへの報告状況や非公開の理由を公開するようというご指摘をいただいております。ADBがモニタリング結果を公開しているという点は右側で記載を追加いたしました。他方、引き続き私どもとしては、相手国からの信頼性の観点では、やはり相手国等の了解が得られないと公開をしていくということについて問題が生じるかなと思いますので、了解を前提に公開するというところで考えております。

また、実績としましても、一番下の黒ポツでございますが、公開の働きかけをJICAから忍耐を持ってやっていくことでカテゴリA案件の公開率は上昇しておりますので、このような形で引き続き公開を慫慂していくという対応をしていきたいと考えております。

続きまして、17ページ、国際基準、審査手法のところの105番でございますけれども、カテゴリ

分類の整合性を世銀との協調融資の場合にどのように扱うかという点をFAQに相当する文書で扱うというご指摘につきまして、まだ世銀の新しいリスク分類の運用も初期段階でございますので、増加してきたところでどのような対応ができるかということを検討したいと思っております。

続きまして、18ページのエンジニアリング・サービス借款のところでございます。

110番では前回の会合でもご指摘がありましたけれども、E/S借款の供与の前の段階で予見されない環境社会影響が実施段階で起きた場合というところをきちんと網羅していくべしということ、また、111番は村山委員からE/S借款に限らずそういった想定外のことが起きた場合には適切に対応すべしというところがご指摘として挙げられております。

右側の「理由、考え方」二つ目のとおり、E/S借款の供与前に影響が予見されていなかったにもかかわらず途中で影響が発生した場合については、FAQ等での記載を検討したいと考えております。こうした事態は、通常の案件であれば、環境レビューを完了したものについて事業実施段階で仮に予見されない事態が起こった場合には、ガイドラインに遵守した対応を求めていく、もしくは「重大な変更」というガイドラインの項目もあり、そこで取り扱っているというものでございますが、E/S借款の場合にはこの環境レビューをスキップする選択肢がございますので、そういった環境レビューがないままE/S借款を行ったときに予見されていない環境社会影響が生じるというケースが実際の問題として指摘されていると考えておりますので、今回の「理由、考え方」二つ目に記載している対応でご指摘いただいている問題は対応できると考えております。

続きまして、21ページに参りますけれども、130番につきましてはFAQの問題ですけれども、冒頭でお話をしたとおりでございます。134番、135番、これはGHG排出量にも絡んだご指摘で、定量化の事例を示してほしい、当該マニュアルについて開示してほしいという日比委員のご指摘とともに、ベースラインの取り方について特にご指摘だと理解しております。内部マニュアル自体の開示は控えたいと思っておりますけれども、考え方としては右に書いてありますとおり大型の案件についてはガイドライン理念にある外部費用の内部化ということを念頭にGHG排出量を費用・便益の定量化の対象としているというところがございます。

以上が駆け足になりますけれども、今回の争点としてなっているところに関してのJICAの方針のご説明でございました。

以上です。

○原嶋座長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、恐らくいろいろご意見等あるかと思っておりますので、ご発言をいただきます。ご発言の際にはサインを送ってください。

それでは、まず田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 聞こえます。

○原嶋座長 お願いします。

○田辺委員 お願いします。まず最初に、前回の議事録を早めにドラフトという形で出していただき、ありがとうございます。コメント作成において非常に役に立つ資料をいただき、ありがとうございます。

3点コメントがございます。まず1点目は92番でして、協調融資先を限定すべきであるという話で、MDBsとの協調であれば私どもも特に問題視をしていないんですが、仮に将来に渡って途上国との

協調というのがないということであれば、それは全く問題ないと思うんですが、可能性があるのであれば、これはMDBsを想定しているということをこれはFAQでもいいですが、何らか想定していることをきちんと書いておくべきかなと。あまりに短い公開期間で承認されてしまう事態を非常に危惧しております。

それから、93番ですが、協調融資として例えばIFCとの協調融資で海投を行うということであれば我々も協調するためのハーモナイゼーションということで理解するんですが、これは全ての海投に短縮化するという点については、きちんとその理由が示されていないと感じておまして、この件については少なくともレビュー調査においては、特に特段の問題提起もされていませんし、これまで我々が見てきた海投の中でも非常に120日は十分取っていたということで、特に海投全てにおいて短縮化ルールを適用するという点については理由が不十分ではないと思います。

それから、110番のE/S借款の規定ですが、冒頭のFAQの位置づけという説明の中では、FAQというのは文言の定義とか解釈ということである一方、このE/S借款の手続においては、ここで想定されていない場合も助言では別紙1を適用するようにするという極めて大きな要件であるというふうに理解しておまして、これをFAQに書くというのはFAQの定義とは異なるので、これはガイドライン本文に書くべきではないかというふうに思います。

以上です。

○原嶋座長 それでは、ちょっといくつかご意見をいただいた後、まとめてレスポンスいただきますので、続きまして、黒木委員、聞こえますか。黒木委員、お願いします。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。

資料の……

○原嶋座長 もう1度ちょっと声がこちらのほうに十分届いていない面がありますので、冒頭からお願いします。

○黒木委員 意見です。83番の村山先生のところと84番、私が出した意見のところ、右側に既に方針は書いてあるんですが、環境レビュー結果に応じて乖離が生じている場合は、その対応を相手国に求めていくというところで、それは助言を踏まえてということもあるかと思うんですけれども、そういった相手にこういう対応を求めていくというのを公文書化して、それを公開したところから120日カウントするのがJICAがクラリファイしましたよ、また、アカウンタビリティというところで重要なことじゃないのかなとは思いますが。

あと、ドラフトEIAについて右側に助言の反映が難しいというところがあるんですけれども、これは進行中のEIAに反映することが相手の制度の中で難しい場合があるということはわかるんですけれども、これも同様に追加的対応をそこで求める場合であれば、公文書化したものを公開すべきではないかという点です。

あと、準備調査が行われている場合、おおむね助言が反映されているというのは確かにスコーピング段階で既に1回助言が開かれてドラフトEIAが作られるので、そういう意味では反映されているんですけれども、重要な2回目の助言の反映はできていないと思います。

その場合、単にドラフトEIAができたタイミングと、助言を踏まえてドラフトEIAを作るというギャップの部分はおおむね経験上2か月の差ぐらいしかないもので、やはり助言を踏まえて、もし可能であればドラフトEIAがそれを反映したものにして、そこから公開120日ではないのかなと。それが

アカウントビリティとJICAとしてクラリファイしたものではないかというふうには思います。

あと、最後にドラフトEIAを公開した場合というのは、当然承認されたEIAも引き続いてどちらか片方ではなくて両方公開というふうには思っていますが、その理解でよろしかったでしょうか。

以上、ちょっとコメントと質問とミックスになりましたけれども、以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、鈴木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 聞こえます。ありがとうございます。

○原嶋座長 お願いします。

○鈴木委員 それでは、鈴木ですけれども、少し基本的な部分があったので早めに質問させていただきました。

今回冒頭でお話があったように、ガイドラインにおける対応、それから、FAQにおける対応、その他別途の枠組みによる対応とされたことはある意味非常にわかりやすく整理をされてよかったと思っています。ただ、ガイドライン細則みたいなものがFAQとの間にあるんじゃないだろうかという意見を出させてもらったんですけれども、このFAQの位置づけというのが、書かれているものだけでは私にはよく理解できませんでした。どこが理解できなかったかということ、このFAQというのはい体どこまで拘束力があるものなのかがよくわからないことです。FAQというのはJICAの中での解釈というものなのか、それとも、極端に言えば訴訟の対象になるような拘束力を持ったものとして受け止められるべきものなのかということがよくわかりません。

それから、もう一つはこのFAQを改訂しようという場合に、どういう手続を取って改訂されるんだろうか疑問です。ガイドライン自体は今回のように厳格な議論をしながら改訂をしていくわけですが、FAQはい体どういう手続を取って見直されていくんだろうかと思っています。これはJICAの中でご判断をされて、JICA独自に決めるようなものなんだろうか、それとも外部の有識者の意見なども聞いて決めていくようなものなのでしょうか。その辺りがいただいた説明だけだと明確にわからなかったので、クリアにさせていただくことがこれから議論をしていくうえで非常に役に立つのではないだろうかと思いました。

それから、6ページのところで対象ガスの考え方として7つのガスのうちのCO₂、メタン、N₂O、この3つのガスに絞って検討していきたいと書かれていて、いかがなものかなと思っています。2019年のIPCCの1.5°Cレポートにしても、それから、UNEPのギャップレポートにしても、これから間もなく出てくるIPCCの第6次評価報告書にしても、とてもそれだけでは1.5°Cは達成できないだろうという議論がなされつつあって、そういう意味では、これからこの3つのガスだけでなく、もっと幅広く対象にしていくことが必要になってくるだろうと思います。とてもこれから10年間これでは持たないだろうと思うのですが、今時点の知見に基づけば3つのガスのみを対象としますということが仮にしようがないとしたときに、その次のステップとしてこれを見直す話というのはい体どこでどういう形になってくるのかなと思っています。FAQの中で書かれて、FAQの中で見直していくのだろうか。ちょっとそのあたりの位置づけというのがよくわからなかったので、お示しただけだとありがたいなと思っています。

それから、3点目ですけれども、16ページのところでモニタリングの考え方について、JICAによるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行うと書かれているんですけれども、じゃあ具

体的にモニタリングの考え方をどうするのが示されていません。私が申し上げたのは、例えば道路事業なんかの場合には、2年間ではとても想定された交通量に達しないだろうという点です。供用がある程度進んだ段階ということで、例えば世銀なんかでも10年ぐらい経ったときにどうだろうかというようなことを問題視していたという意味で、モニタリング期間というものを柔軟に考えていく必要があるんじゃないだろうかと思います。、その気持ちを汲み取って、適宜運用でやっていきますというふうに書いていただいたのではないだろうかと思うのですが、この表現だけだと何をやるのかわからないので、より具体的には一体どういう考え方なのか、どう解釈したらいいのか、教えていただけたらありがたいと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。大きくはFAQと温室効果ガスとモニタリングの件ということで頂戴しました。

あともうひとかたご発言いただいた後、まとめてレスポンスいただいて、また、次の段階ということで、日比委員、聞こえますか。

○日比委員 日比でございます。

○原嶋座長 お願いします。

○日比委員 ご説明ありがとうございます。まず、この包括的な検討における助言の助言番号に沿って意見を述べさせていただければと思います。

まず、助言5のところです。特に石炭火力というものを取り上げて言及するのかわからないのかという論点かと思います。基本的にはしないと。その理由はかくかくしかじかというのは、それはわかったんですけども、特定セクターについて言及するものではないというところが私の意見の32番でも書かせていただいたんですけども、現行のガイドラインでは影響を与えやすいセクターというものをリストアップもしているので、ガイドラインは特定セクターへ言及するものにはない、ということはないんじゃないかなと、それ自体が石炭火力について言及しないという理由には、少なくとも現状のガイドラインの立てつけから見たら、ならないんじゃないかなというふうに思います。むしろやはり特にこれはインフラですし、インフラ新戦略というものが出てきている以上、そこへの整合性というものをしっかり担保するというのがやはり環境社会配慮の重要な役目になるんじゃないかなというふうに思いますし、これを個別事業段階でやる必要がないという理由も、それも既にやっているからということだと思うんですけども、それで十分担保できるのかなと。特に新戦略においても原則しないわけですけども、例外はあるということになっているので、じゃあその例外として出てきたものが本当に例外条件を満たしているのかどうか等は、より事業レベルでの確認事項になってくるのではないかなというふうに思いますので、ここについては再考をお願いしたいというのが一つ目です。

それから、続く助言6のところですけども、ここは排出量の推計に関する部分で、特にスコープ1、2、3のどこまでやる、やらないというところで、基本的に今回もスコープ1はやるけれども、2、3はしないよというのは堅持されているのかなという理解をしたんですけども、ここは2、3まで含めて検討していくべきだろうというところは私現在も意見は変わりません。2についてはデータの入手が難しいとかスコープ1との重複が発生する可能性があるというようなこともあるんですけども、その辺、データの入手のところなんかは今後かなり改善する、既にされつつあるかという

ふうにも理解しています。あと、スコープ1と2の間の重複というのは、明確に違うと思いますし、そんなに発生するのかなど。具体的に重複が起こり得る事例というのも思いつかなくて。それに、仮に発生したとしても極めて稀なケースであって、また、それは排出量推計あるいはEIAをしていく中で容易に特定し対応することは可能なんじゃないかなと思います。

それから、ガイドラインをころころ変えるものではないというお話があって、それはそのとおりであると思います。ただ、特に気候変動あるいは気候危機への対応においては非常に動きが早いですし、新たな取り組みがどんどん出てくるというところ、5年前と今と考えてみていただいてもわかるとは思うんですけども、5年前にも見直ししていたらこの論点もやはり議論が違ったものになっていたでしょうし、むしろ2030年、2050年という目標が国際的に明確に決まって、しかも、日本政府としても脱炭素というものを目指していくというのが明確に出ている以上、そこに向けた変化に柔軟に対応できるようにしていくというのが今のこの地球環境の状況あるいはこの時代において、ガイドラインというものが果たす役割になってくるんじゃないかなと。

なので、ガイドラインというのはそんなに変わるものじゃありませんよというのは、ここの国際的な潮流に合わせた柔軟な対応はできればしないというふうに聞こえたんですけども、それでは十分ガイドラインの役割を果たさないんじゃないかなというふうに考えます。

それから、次に助言7です。ここは特にNDC等々というのは非常に幅広い分野にまたがる政策なので、それは政府が何かで対応するものですよということを書いていただいている、ここが特に私は例えばということで保護区という個別の相手国の法律に対して、それがちゃんと満たしているのかどうかというのを確認するという規定が現行のガイドラインにもあって、それが実際環境配慮貢献に役立っているという点もありますよということに対するご説明かなというふうに受け取ったんですけども、一つには幅広いからやりませんというのは、狭ければ対応し得るけれども、幅が広いとそういうガイドラインで位置づけてやるものではないというのは、あまり理由としてよく理解できなかったのでもう少し詳しく教えていただければというのが1点。仮にNDCが幅広い、実際に幅広いわけですけども、それを個別事業に落とし込んだ場合に、その事業に関わる部分というのがそこまで幅広いのかというのはあるのではないかなと思うので、その辺、NDC等との関係というのはやはり見ていくべきだろうと。

それから、3点目、NDCは幅広いということですが、そもそも気候変動というのはやはり幅広く社会、経済に影響を与える課題であるという裏返しだと思うんですね。となると、それだけ影響が幅広く与える可能性のある案件の影響というものを幅広いからそれは別の枠組みでやって、ガイドラインでは扱いませんというのはちょっとそれも考え方としてあまり論理性がないかなというふうに思います。

それから、助言8に関わる場所です。ここは特に一つは同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術というところで、例えば石炭火力では石炭火力の中で比較するんですよということをおっしゃっているわけですけども、本来その技術自体の導入というよりも、それによってもたらされる開発効果、つまり発電所であれば電力の供給、安定供給というのも入るかもしれないですけども、そこが目標であり、それに対してどういうオプションがあるのかというものを比較検討していくべきなのだろうというふうに思います。個別事業段階では同一規模・同一技術というところまで絞り込んだ比較というのが本当に環境配慮に資するのかというのは、疑問として挙げたいと思

ます。

それから、当然マスタープランレベルの支援というのも出てきますから、そういう場合の考え方にも対応する必要、そういう場合は当然技術だけではない、もっと上位でのひょっとしたら電源だけではない全体のエネルギーの戦略の中で代替案を考えるということになるでしょうから、あまり個別の技術レベルの事業だけを対象にしたように受け取れる方針案の出し方だけでは不十分かなと思います。

それから、助言9、ここに私はコメントを出していませんけれども、適応のところで先ほど少しお話がありました。基本的なガイドラインの対象としないというふうにあるんですけれども、この適応もいろんな考え方があって、特に支援事業自体が今後の気候変動にそもそも対応できるのかという事業の適応性というのも重要なポイント、つまりやはり税金を使って投資をしていくわけですから、それが本当に投資に値するリターンをもたらすのかという観点からは、少なくともそれでクライメイト・プルーフイングというような対応というのはガイドラインの段階で、事業レベルで検討すべきだろうというふうに思います。

あと1点だけ、経済評価の部分ですけれども、それは内部のマニュアルについては明らかにしないけれども、内部化することでやっていますよということでご説明いただいたんですけれども、ベースラインの取り方によってそれが便益、同じ事業であっても当然プラスになる場合もあればマイナスになる場合もあるということなので、そこは内部マニュアルでどういうベースラインを取っているのかというようなことがわからないと、それが本当に環境に資する形で内部化、経済価値あるいは評価ができていくのかどうかというのがまず確認できないということと、この辺も当然マニュアル自体が具体的にいつ作られたのかというのはちょっと承知していないんですけれども、先ほど言いましたように、特に気候変動の分野は動きが早いですから、当然数年前のときの考え方と現在ではベースラインの取り方も違ってきたりしてくるわけで、ましてやさっきも言いましたようにネットゼロあるいは脱炭素という国としても国際社会としても大きな目標が顕在化してきている中で、どういうベースラインを取るのかというのは極めて重要な情報になってくるかと思えますから、そこをやはり明確にしたうえで取り入れていくというのが必要かと思えます。

すみません、長くなりましたけれども、以上でございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

一応ここで一旦頂戴しまして、まとめて事務局からレスポンスをいただきます。石田委員、木口委員、村山委員、ちょっとお待ちいただいて、また後ほどご発言いただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

田辺委員からおおむね3つです。黒木委員からはとりわけ82、83、84のところについて、また、鈴木委員からはFAQ、温室効果ガス、モニタリングということで大きく3つの項目について、あと、日比委員からは大きく石炭火力の問題、温室効果ガスのスコープ、NDCとの関係、同一セクター云々の問題と適応、アダプテーション、そして、経済評価のベースラインの問題ということでご質問等頂戴しておりますので、既に事務局からのご説明の中でいただいているものもありまして、繰り返しはできるだけ避けるような形でレスポンスを頂戴したいと思えますので、順次ご担当でよろしくお願ひします。

○加藤 田辺委員、黒木委員と鈴木委員の最初のFAQ、気候変動のところまで加藤より回答しまし

て、モニタリングは別の者から、また、日比委員のご指摘についても企画部と気候変動対策室のほうから回答させていただきたいと思えます。

それでは、田辺委員のご指摘のところですが、協調融資先についてMDBsであれば問題視しないというところのご理解をありがとうございます。今後の検討として、何らか短い公開期間で事業を実施している協調融資機関との共有のときに、そこにストッパーをかけることが必要という問題意識もよく理解をいたしましたので、そのところはどのような対応をし得るか持ち帰りさせていただきたいと思えます。

そして、二つ目でIFCとの協調融資もしくはほかのMDBsとの非ソブリンでの協調融資のときのハーモナイゼーションというところは理解をしたけれども、全ての海投について60日に短縮化するという理由は示されていないというご指摘でございますけれども、まさに後段で田辺委員がおっしゃられたように、海外投融資で120日前公開と十分期間を取っていた事例として、助言委員会でも検討いただいたカテゴリA案件がありますけれども、実際にそういったものでも、この120日間の公開というのは、民間ビジネスの即応性、迅速な動きに合わせた観点では顧客等から問題意識・懸念が伝えられているということは事実でございます、民間ビジネス向けの海外投融資全体においてこの120日の公開期間についての短縮ニーズがあるということはお説明したいと思います。民間ビジネスのお話ですので、具体的な事例がこれとこれというところは情報の取り扱いの観点でなかなか難しいですが、実際そういうところに直面しております。従って、協調融資に限らず60日の公開への短縮化というところが環境社会配慮の質も担保しつつ、公開期間も短くしてビジネスに合った支援を行っていくという観点で必要だと考えております。

E/S借款につきましては、極めて大きな要件とのご指摘をいただきましたけれども、実際はそのような事態が生じることは極めて限定的で、先般にもご説明をさせていただいたとおり、E/S借款を実施している間に現場で変更が起こる活動が行われることは、通常は想定がされません。しかしながら万が一起こってしまった場合どうするのかというところの極めて例外的な部分のご指摘をいただいているのだと思えます。

そういったものについては、全体のガイドラインの趣旨に沿ってきちんと対応していく、その中でFAQで細かい点を言及していくという整理で十分ではないかと考えております。

黒木委員からいただきました点でございます。助言を反映した内容の公開から120日というところがポイントだのご指摘と理解しております。協力準備調査についても黒木委員のご指摘は、まず調査団でDFR案を作ったときに、その内容が助言委員に持ち込まれる前に相手国政府に持ち込まれて承認プロセスに入るというケースが問題点としてご指摘をされていたと思えます。実際は協力準備調査でDFR案を調査団が作成されて、その内容について助言委員会の場でしっかりたたいていただいて、DFRの内容を改善したものがEIAの承認プロセスに付されるべき、協力準備調査でサポートしている場合はそれが確保されるべきだと思いますので、そのところは運用できちんと管理がしていける範囲ではないかなと考えております。

一方で、相手国の承認が下りたEIAについて助言をして、それがどのように反映されるかというところを公文書化するというご指摘でありますけれども、先ほどもご説明を申し上げたとおり、助言でいただいたものはJICAとして責任を持って受け取って、それを相手国と協議、交渉して追加的な対応を行っていただいております。その内容は施工管理の段階できちんとコンサルタントもしくは

コントラクターの入札指示書類に反映されて適切に運用されていくということが本来あるべき姿ということで、そこをきちんと確保していくことでご指摘の乖離の点、きちんと取り扱われていないという点は防いでいける、従って運用で対応できると考えているところでございます。

鈴木委員からFAQについてご指摘を受けました。FAQの取り扱いのご説明を申し上げたとおりでございます。FAQで述べている内容は、実際には英語にも訳されておりまして、どのようにJICAとしてこのガイドラインの運用を考えているかということ是对外的にも公開されているという位置づけになります。拘束力という意味では、実際にはまさにガイドラインを念頭に置いて、ガイドラインの遵守というところを見ていくことになりますけれども、その運用のポイントというものはFAQも見合わせながら、相手国にとっても、また、その他の第三者にとっても理解をしていただくということかと考えております。

対象ガスについて、見直す場合にどのような形になり得るのかというご質問についてですが、ここは明確な仕切りはございませんけれども、ガイドラインの2.10のところにガイドラインの運用実態について関係者の意見を聴きつつ、5年以内に運用面の見直しを行うという記載が入っておりまして、その後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行うという記載がございます。実際にこの規定に基づいて前回のFAQの見直しについては、ガイドラインの公布から5年経ったところで運用面の見直しを助言委員会のレビューもいただきながら行っています。

モニタリングについてのご指摘がありましたので、小島からご説明させていただきます。

○小島 小島です。

モニタリングの考え方について鈴木委員からご指摘を受けました。大雑把に言いますと、有償事業においても無償事業においても先方政府と合意した頻度でモニタリング報告書というものをを出していただいて、それを私たちが確認し、先方から了承を得られた場合は公開しているというプロセスです。そのプロセスが続くのは、有償の場合は事業完成後2年後の事後評価まで、無償については事業完成後3年後の事後評価までということになってはいますが、先方政府との合意によっては、その期間あるいは頻度について変更することができるということになってはいます。

そもそもなんですけれども、供用後の維持管理も含めてモニタリングにおいては相手国政府がやるものと私たちは考えておりまして、私たちがモニタリングする期間においては、先方政府にこのようなことをきちんと見ていくんだよというようなことも含めて、指導とまではいきませんが、認識してもらいながら進めているものだと思います。なので、鈴木委員から本当の影響は供用後10年後に出てくるというようなご指摘は前からいただいていたのですが、そこは相手国政府がきちんとやるべきものと考えている次第でございます。

以上です。

○谷口 地球環境部気候変動対策室の谷口と申します。

鈴木委員からご指摘のありました温室効果ガスの種類ですけれども、前回、第6回諮問委員会の資料にも少し選定理由は記載してございますが、一般的に7種類の温室効果ガスのうち、JICAでは今回ODA事業で一般的に発生が見込まれる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素の3種類を対象とする方針を出しております。これに対して今回外れることになる残り4つのガスですけれども、ハイドロフルオロカーボン類は冷蔵庫やエアコンの冷媒としての用途が主と理解しております。それから、パーフルオロカーボン類は金属洗浄の溶剤が主な用途です。六フッ化硫黄につきましては、絶

縁体が主な用途です。三フッ化窒素につきましては、半導体の製造が主な用途です。

従いまして、今申し上げた残りの4つのガスにつきましては、ODA事業ではほとんど取り扱われないガスと理解しておりますので、今回は3つのガスに絞ったという次第でございます。

それから、日比委員からご指摘のありましたスコープ2の算定、それから、二重計上につきまして、こちらは前回の諮問委員会で杉本委員からも同様のご指摘をいただいていたかと思っておりますので、この場でまとめてお答えする形とさせていただきます。

スコープ2の算定の難しさという点につきましては、JICAで推計を行います事業が始まる前の段階におきまして、どの電源から電力を調達することになるのかというところを特定することが難しいと考えております。すなわちグリッドでネットワーク化されている場合にいくつかの発電所がつながっている形になりますので、プロジェクトでスコープ2として調達することになる電力がどの電源からどのぐらいの割合を調達することになるのかということが事業を始める前の段階では、なかなか難しいだろうということがスコープ2の算定についての難しさというところと理解しております。

それから、スコープ1と2の二重計上につきましては、例えばJICAの支援で下水道のプロジェクトをやりますというようなときにスコープ2として電力を利用することになるわけですが、スコープ2に当たる発電事業についてもJICAのプロジェクトで支援しているといった場合、そちらにとってはスコープ1という形になりますので、そのスコープ1と2の間で二重の計上が生じるということも考えられます。

今申し上げましたとおり事業の実施前の段階で十分に詳細に渡って調べることになかなか難しさがあるというところで、今回のJICAの方針といたしましてはスコープ1に限るという方針とさせていただきます。

以上です。

○平良 いくつか残りのところで田辺委員からいただいた92番のところですかね。MDBsとの協調融資ならいいんだけど、すみません、企画部の平良です。

途上国金融機関との間だと短い公開期間の可能性もあってということでの懸念ということと理解をいたしました。MDBsとの協調融資だと安心感があるというのはそのとおりだと思います。途上国の金融機関で短い公開期間を持っていて、こういうところとの協融だと懸念があるという具体的な途上国の金融機関をちょっと我々はイメージできているものがないので、もしあればそれを教えていただければと思います。

もう一つ、日比委員から石炭火力について明記をしないということのご意見ですが、インフラ戦略の中で例外的にこういう場合にはあり得るというふうに示している、その整合性の話はインフラ戦略の場でチェックをされると思いますし、JICAの環境ガイドラインの中で話をされるというところではないのかなと思うので、ここに記載をしないといったところをJICAの方針の中に書かせていただいているといったところです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、まだちょっと恐らく今いろいろお答えについてまた追加的にご意見があろうかと思えますけれども、続いてお三方のご質問を頂戴した後、こちらはちょっと換気をさせていただくとい

うような形で進めますので、まず石田委員、聞こえますか。

○石田委員 聞こえます。

○原嶋座長 お待たせしてすみません。

○石田委員 私の声、聞こえますか。

○原嶋座長 聞こえます。お待たせしてすみません。よろしくお願いします。

○石田委員 私のほうから二つほど申し上げたいと思います。経産省の石田でございます。

一つは公開期間の話でございますけれども、IFCは途上国の民間セクター支援という点では大きな役割を果たしてきている機関だと思えます。JICAが支援をするうえでそういう機関と協働で行う事業について公開期間を合わせるということは違和感がありませんし、JICAさんからご紹介いただいたようなADBの独立評価局というところの評価も踏まえれば、60日に短縮しないということの不利益はJICAにおいても同様のものが想定されるんじゃないかと、これはコメントです。

もう1点なんですが、GHG排出量の推計については、私としては関係する方のご意見も踏まえてさらに意見を申し上げたいと思っております、4月の文案の段階になってしまうんですけれども、意見を述べさせていただくことがあり得るということをご一応申し上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、木口委員、聞こえますか。

○木口委員 木口です。

○原嶋座長 こちらは聞こえますので、どうぞご発言ください。

○木口委員 ありがとうございます。

2.4のモニタリング結果の公開で98、99で意見を出させていただいているんですけれども、先ほどお答えをありがとうございます。それから、詳しい書き込みもありがとうございます。ただ、助言委員会も参加している立場からしますと、公開を拒んでいらっしゃる国というのが比較的社会的環境配慮に不安のあるような国が多い印象もありますので、ここはきっちり書き込んでいただくべきではないかと考えております。といいますのは、ガイドライン自体は今後10年使用するもので非常に長く使うものであるということと、それから、公開を拒んでいらっしゃる国をいくつか今までご紹介いただいておりますけれども、あまり多くはないので、公開できるのではないかと。逆にそういう国も特に公開を要件にしたほうが全体のレベルが上がるし、問題も減っていくのではないかとこちらから見ると思われます。

あと、環境のほうは公開される国が多いですけれども、社会的なモニタリングについて公開されないところが少し多いので、そちらもやはりこちら側としては不安要素ですし、先ほど小島課長からご説明ありましたけれども、相手国がやるものであるからこそきちんと公開を要件にして、相手国のレベルを上げてJICAさんが手渡すという形のほうが経済的な支援として適切なのではないかと、いうふうに考えております。

それからもう1点、その前の93番で出している最低60日の要件のお話、今もコメントがありましたが、私どもとしてはちょっと違和感があるかなというのは、JICAが行っているのはODAであって経済投資ではないので、経済的なニーズがあるからということで日数を短縮してまで事業をやる、

長く120日を取っているから案件を取れないことがあるというのは、すごく違和感があります。国際協力銀行もある中で住み分けといいますか、JICAが行っていることは開発が遅れている国に対する環境社会面も含んだ開発援助だというふうに理解しておりますので、その点はこちらのほうとしては異論があるところであります。コメントです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

村山委員、聞こえますか。村山委員、聞こえますでしょうか。

○村山委員 聞こえています。

○原嶋座長 よろしいでしょうか。お待たせしてすみません。よろしくお願ひします。

○村山委員 ありがとうございます。休憩前なので端的に申し上げていきたいと思うんですが、大きく3点あります。

一つは2ページの8番の意見に関係して、今回JICAの方針案について基本的な仕分けをしていただいて、そこはわかりやすくなったと思うんですが、この内容を見てもFAQの位置づけがだいぶ大きくなってきていると思います。このFAQという存在をぜひガイドラインに明記をしていただきたい、この点について方針案にまだ出てきていないので、その点をぜひクリアにしていきたい。さらに、FAQも鈴木委員がおっしゃったようないろいろな内容があると思うんですけれども、ガイドラインでどう対応するかという細かなルールだけではなくて、ガイドライン以外だけれどもJICAとして対応していることについても、どういう形で対応しているかということもぜひFAQに入れていただきたいと思っています。

2点目は11ページから12ページにある65番に関係することですが、先ほどからもご意見があるのですが、ここは構造物設計における気候変動の考慮というところですが、今後10年ということを見ると、やはり適応という考え方も基本的にどんどん大きくなっていく課題だと思っています。現時点でこれは別途対応ということではありますが、私自身はやはり適応という考え方は非常に基本的なものなので、少なくとも概念としてはガイドラインに含めていただいたほうがいいのではないかと。これから10年この言葉がガイドラインに入っていないということは、先ほど日比委員もおっしゃったように動きが非常に速い中では厳しいなという気がしています。これが2点目です。

最後3点目、黒木委員がご指摘された点の83番です。環境レビュー前のEIAの扱いで、今回ドラフトEIAも対象になるという話がありますので、いくつかのパターンが出てくると思います。JICAが協力準備調査からも関わっている場合、そうではない場合、ドラフトEIAを対象にする場合、最終的なEIAにする場合、いくつかのパターンが出てくるように思うので、どういう対応をとるのかというのはもう少し見えやすくしたほうがいいのではないかと。この点についてはFAQで基本的な対応について含めていただいたほうがよいと思いました。

以上、3点です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、一旦ここで換気のための休憩をさせていただきます。その後、事務局からのレスポンスで再開をさせていただきます。10分でよろしいでしょうか。40分に再開ということでよろしくお願ひします。

では、休憩です。

15:30 休憩

15:40 再開

○原嶋座長 それでは、時間になりましたので、先ほど石田委員、木口委員、村山委員から頂戴したご質問と、石田委員はおおむねコメントということで理解させていただいてもよろしいかと思えますけれども、その前の黒木委員などのご意見とも重複する部分がありますので、レスポンスを事務局からお願いします。

○加藤 それでは、モニタリングにつきまして小島から、そして、その後、海外投融資の60日の公開および適応関係について企画部から、最後、ドラフトEIAを審査部の加藤からご説明させていただきます。

○小島 モニタリングの件なんですけれども、すみません、これはいつも私申し上げていることではあるんですけれども、公開をなかなか認めてくれない国は確かに数少ないんですが、数少ないからこそ私たちは頻繁に働きかけて、ぜひ公開してくださいというのは続けて申し上げているところです。これは実際に各事業部から各国政府にはきちんと伝えてもらっているところではありますので、動きが遅くともその必要性を途上国政府、相手国政府の皆さんが本当に理解して公開してもらうというようにするのがモニタリングのやり方としては1番適しているのかなというふうに考えています。

ここは制度で則るよりも地道に働きかけをして、そのうえでなぜ公開するのかというのを理解してもらったうえで公開するというのが適切と考えているところです。その考え方は冒頭、先ほどの回答で申し上げたとおり、途上国政府の皆さんは今後長くその施設を運用していく必要がありますので、そのモニタリングもきちんとやっていただかないといけないというところから来ているものでございます。

いつもの回答で恐縮ですが、以上でございます。

○平良 木口委員からいただいた60日の海外投融資のところですか。ODAであって経済投資ではないというところの違和感というのはまさにおっしゃるとおりだと思います。というのは、海外投融資自体は援助と投資の汽水域にあるようなツールだからなので、まさに海外投融資の存在意義を言い表していただいたのかなというふうに理解しております。

民間投資をODAの枠組みの中で誘導していくということなので非常に難しさを抱えたツールではあるんですけれども、民間投資のほうの不利益をなるべく回避するという観点からの60日ということかなと思っております。

以上です。

○谷口 気候変動に対する適応の位置づけが重要になるので、概念をガイドラインに含めるべきとの村山委員のご指摘に関してですけれども、環境社会配慮ガイドラインですけれども、プロジェクトが環境面、社会面に与える影響を回避または最小化していくために配慮の確保の支援と確認を行うというところが意義と理解しておりますので、プロジェクトが負の影響を与えていく、それをどう和らげていくのかということが肝かと思っております。

適応策の重要性ということにつきましては委員おっしゃるとおりでして、こちらにつきましてはJICAの中で気候変動対策支援ツールというガイドラインを別途作成し、運用しております。その中

で適応策に関しましては、まずは気候リスクを特定するというところでIPCCの第5次評価報告書の中でも述べられている気候リスクの定義に則りまして、ハザードと暴露と脆弱性という3つの要素をそれぞれプロジェクトの中で検討したうえでリスクを評価し、そのうえで適応オプションを検討するという流れで適応策について検討しておりますので、適応策に対する取り組みとしては環境社会配慮ガイドラインではなく別の形で実施しております。

以上です。

○加藤 ドラフトEIAについてFAQの中でいくつかのパターンの整理というご提案をいただいておりますので、ここは引き続きいただいたご指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

また、FAQの存在をガイドラインで明記というご提案ですけれども、例えば通常の法律の文書について、その法律の解説書があるときに、その法律の文書の中で解説書の存在を言及するかというと、それはそうではない形でも十分あり得るかなと思っておりまして、私どもとしてはFAQの冒頭にFAQの位置づけを明示して、役割を明示するというところで対応したいと考えております。

以上です。

○原嶋座長 一通り意見の隔たりというのはなかなか全て解決しないところがありますけれども、あと、会議室でご参加の八木委員、ございますでしょうか。

どうぞ八木委員、お願いします。

○八木委員 すみません、外務省の八木です。

いくつか確認の意味も込めて質問があります。FAQの話ですが、鈴木委員からガイドラインとFAQとその他の枠組みの整理、あるいはFAQとガイドラインの間の細則みたいなものを設けるのかといった話があり、また村山委員からもガイドラインの中に書き込むべきではないかというお話がありました。これに対してJICAからは、FAQの冒頭においてFAQとは何か、ガイドラインとの関係性について明記をされるという回答があったと思うのですが、全体として見たときにガイドラインとFAQの関係だけでこと足りているかということそうではないと思います。

JICAの各部署の方々から、こういう対応をしておりますというようなご説明をいただきましたが、であれば外部の人からもわかりやすい形で、JICAはプロジェクト形成、実施に際してガイドライン、FAQ、その他の枠組みの一体的な運用と通じて負の影響が及ばないようにするとの基本的な考え方に則って対応していますという説明を、ホームページの環境社会配慮の上位のところに明確に掲載するというのを検討されてもいいのかなと思いました。

それから、もう一つは日比委員がおっしゃられていた気候変動の分野は、物凄いスピードで今も動いていて、これからも動いていく。他方でこのガイドラインは10年間は基本変えることが想定されていないようなご発言が何人かの委員からあったと思います。前回2010年にJBICと統合されたときに、最初の統合版のガイドラインができましたが、その後開発援助や国際的な分野ではいろんな変化がありました。こうした変化に対しては、FAQのアップデートのほか、何らかのメカニズムが案件形成や実施に際して組み込まれ対応してきた。例えば常設の助言委員会の中でそれぞれの委員から意見を聴きながら、変化にも対応できる体制は整えているとか、案件形成に際しては政府でも協力準備調査の前には必ず適正会議を開催して、委員である有識者、環境に関心のある方々の意見を取り入れ、あるいは案件の事前評価書の作成は法律に則って透明性を持って対応してきています。私自身は、プロジェクトの形成は透明性をもって、かつ必要なチェックも受けたうえで政府の

方針に従って淡々と進められているというのが現状だと思います。

変化への対応が担保されていないからガイドラインに記載をしなきゃいけないという発想は、ちょっと違うのかなと私は思います。ガイドラインが10年前の2010年にできて以降、そのときには想定されていなかった変更や大きな世の中の動きに対応するために、ガイドライン、FAQあるいは案件形成、実施の中でどう対応して、いかに組み込まれてきたのかを、JICAのほうから委員の皆様にもきちんとして説明されるとわかりやすいのかなと思いました。

○原嶋座長 ありがとうございます。

あとお二方サインをいただいておりますので、まとめて伺いたいと思います。杉本委員、聞こえていますでしょうか。

○杉本委員 杉本です。大丈夫ですか。

○原嶋座長 よろしく願います。

○杉本委員 ありがとうございます。

JICAさんのほうからも前回の私のコメントのところも含めてご回答いただきまして、ありがとうございました。その点でちょっと自分の理解がもしかするとJICAさんの理解と違っていたのかなというところがあったので、改めて確認をしたいと思うんですけども、気候変動の分野の部分でスコープ1、スコープ2、こういったものをそもそもプロジェクトの排出について今回新たに入れるという議論をしているその理由というのは、基本的には現行のガイドラインにもあるとおり、個々のプロジェクトの環境や地域社会に与える影響の回避または最小化、これを検討するに当たっての前提となるインパクトを測りますというところで、国内の現行の環境アセスメントの目的としてもGHGの排出量を推計した場合に何と比較するのかということ、個々のプロジェクトとしてしっかりできるだけ省エネなどの技術を使って、それを下げる努力をしているのかどうか。これは自分との戦いですが、そういうプロジェクトとして最大限頑張っているかどうかをチェックすることと、当該国、日本で言えば国内の目標、国の計画との整合性、これに対して大きくインパクトを与えるものじゃないのか。この2点が基本的にはポイントなのかなというふうに思っています。これは現行のガイドラインの理念というか基本方針と全く同じものだというふうに考えております。

そのうえで、今日ご回答いただいた中でちょっとわかりにくかったのが、一つ、スコープ2についてということでご回答いただいたときに、二重計上の恐れという話がありました。二重計上の恐れについては、当初私の理解では当該プロジェクトの中で二重計上がスコープ1とスコープ2が起り得るので、そこが難しいというご指摘なのかなというふうにちょっと推察してはいたんですが、二つの独立したプロジェクトの中で重なるところがあるんじゃないかというご指摘だったと思います。

ただ、先ほどのお話で考えると、二つのプロジェクトを合算するかどうかというのは、むしろJICAさんのその国に対する協力を相対として比較するときには必要なかもしれないんですけども、個々のプロジェクトの間で独立して努力しているかどうかをチェックする際には必ずしも合算する必要がないんじゃないかと思いますので、今お話にあった二重計上というところについては、およそ個々のプロジェクトを評価するときには今時点ではあまり大きな支障じゃないんじゃないかというふうに考えました。もしここについて考えが違えば教えていただければと思います。

また、もう一つ、スコープ2の意義としてスコープ1と比べて電力の消費量が非常に大きくて、その国の排出にインパクトを与えるようなプロジェクトなのかどうかと。また、そういう場合にはちゃんと努力をしているのかどうかということのチェック、これが目的だと考えています。なので、スコープ1で今示されている閾値といいますか、対象とするレベルというものに対して大きくインパクトがないものについて、すべからくやるというのは、我々で考えると脱炭素移行に向かっては全てのプロジェクトで考えていただきたいですけれども、スコープ1との整合性で考えると、全部をやる必要があるのかどうかというのは、そこはまだ議論の余地があると思いますので、むしろ大きいプロジェクトについてしっかりやっていくというところから始めるということは必要なんじゃないかというふうに考えます。

そういった観点で電力使用が多いセクター、前回もちょっとご質問させていただいたかなと思いますけれども、国内で言えば上下水道であるとか、もしくは公共交通であるとかいくつかそういったところも類推されると思いますし、JICAさんの中でも恐らく事業計画を作る際には、使用電力量というのは推計されると思いますので、それに対して大体どれぐらいのインパクトがあるのかというのは計算が可能なんじゃないかというふうに思っています。

もう一つ、技術的に数字を探すのが難しいというのと、ご指摘のところではばらつきがあるということについて懸念を示されたかと思うんですけれども、そういった観点では、AプロジェクトとBプロジェクトを比較するのが目的ではなくて、自分との戦いで考えるとあまり精緻な比較をするものではないので、全国的な推計値であるとか何らかの数字でインパクトがどれぐらいあるのか、それから、国の計画との整合性において十分インパクトがあるものなのかそうでないのかということと比較するに当たっては、精緻なデータを利用するということが目的ではないのかなというふうに思いました。なので、もしばらつきが出るということについて具体的に支障がある、もしくは対策を考えるに当たって何らか支障がある場合には教えていただければと思っております。むしろ電源計画、どこから電源を取るのか、もしくは場合によっては排出原単位の低いもの、そういったCO₂の低いもの、再生可能エネルギーを利用するであるとかそういったことについては、むしろ今後の方針、対策の話であって、現時点で推計するものでは必ずしもないんじゃないかと。そこは考え次第かなと思いますけれども、そういうふうに考えられるのかなと思っております。

上位政策と個別事業の整合性というところについてのコメントを拝見したときに、日本政府の上位政策との整合性というのをこのガイドラインで見るとはならないというところについて、ここはまた別の話かと思うんですけれども、当該国の上位政策、環境に関する計画との整合性というのは既存のガイドラインの2.6でも書いてあることの一環なのかなというふうに理解しています。ですので、NDCとの比較で先ほど言ったように排出量というのが著しくインパクトを与えていないかというネガチェックかもしれないけれども、そういったものというのは排出量を記載したときに一定の比較というのがされるのかなというふうに理解しておりましたので、ちょっとご回答の中でそこが不明確でありましたので、改めて質問させていただければと思いました。

先ほど八木委員からもご指摘あったように、ここによらなかった、このガイドラインの中で検討しておらず別のところで既に検討されているものというのもあるかと思えます。そういった場合に、環境の観点からこのガイドラインで得られたレポートを見ると、ちゃんと一貫性が取れているということ担保するというのも一つだと思いますので、既に検討されているのであれば、ここ

で検討されているということに記載されるだけでも意味があるんじゃないかとは思いますが、ここではそれぞれ皆さんご意見があらうかと思しますので、私のほうとしては、そういった個別のプロジェクトについて一貫してJICAさんがしっかりチェックをしてやっていますということが示せるようなレポートというところができる体制というのは必要かなというふうに思いました。

私のほうからは以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして近藤委員、聞こえますでしょうか。

○近藤委員 座長、聞こえております。近藤でございます。

○原嶋座長 よろしく申し上げます。聞こえております。

○近藤委員 手短に申し上げます。

ガイドラインとFAQの関係の件です。これまでの議論の中で鈴木委員、村山委員、八木委員からご指摘があったように、一定の整理を今回されて、何をガイドラインに書いて何がFAQで対応して、何をそれ以外というふうに整理をされたというのはわかりやすくなってよかったかなと私も思っています。他方、八木委員からも先ほどあったように、あと村山委員からもあったと思うんですけども、ガイドラインとFAQの関係をどう整理するかといったところはやっぱり何かしら必要になってくるのかなとは思っております。と申しますのも、現在ホームページのほうを拝見すると、FAQのところにはガイドライン本文がわかりづらい場合には、こちら併せてお読みいただければ幸いですというふうに書かれていて、多分第三者から見ればガイドラインとFAQというのは一体的なものなんだろうなというふうに理解するものなんじゃないのかなと思っております。

ですから、そういった観点から何をガイドラインに盛り込んで、何をFAQに落とすのか、そこら辺の基本的な考え方というのはやっぱり必要になってくるんじゃないのかなと思っております。やっぱり個別の具体的なケースに対応するような細かい記述をやっぱりガイドラインに全て盛り込むというのは、ちょっと現実的でないのかなというふうに思っていて、ここはやっぱり具体的に今後出てくるであろう、JICAさんから示していただけるであろう具体的なガイドラインの改正の案文を見ながら検討していくのがいいのかなとは思っておるんですけども、他方じゃあ具体的なものはすべからくFAQに書けばいいというような話になってくると、現在でも拝見すると27ページあるFAQなので、これがさらにまたどんどん増えていくということになると、FAQの分量が物凄い増えてきて、これがまた管理が大変になってくるあるいはFAQ自体を横串で見た場合、各項目の整合性が取れているかどうかの確認も困難になってくる可能性もあるということも考えられるので、FAQに全て具体的なことを書くとは言いつつも、じゃあすべからくそこに書くのが果たして本当にいいことなのかどうかというのを併せて検討が必要なのかなというふうには感じております。

以上でございます。ありがとうございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

木口委員、聞こえますか。

○木口委員 聞こえております。

○原嶋座長 手短にもし可能であればコンパクトに申し上げます。

○木口委員 先ほど60日間の公開についてコメントをありがとうございます。我々はもともと海外投融資にもスキームとして反対してきたので、なかなか埋まらないところだなというのを改めて認

識いたしました。ただ、ビジネスの世界でもESG投資ですとか、それから、いろいろなビジネスで、人権も指導原則の影響などもありまして、気候変動と同様に大きく変わってきている分野だと思います。

それから、SDGsもありますし、JICAさんも掲げているところなので、そこの整合性という意味で、上位の概念のほうとの整合性というのがビジネスのスピード等を重視した場合に守れるのかは非常に懸念するところです。コメントです。

以上です。

○原嶋座長 田辺委員、手短にお願いします。

○田辺委員 手短に2点申し上げます。

1点目は92番の協調先の規定ですが、例えばイスラム開発銀行なんかはセーフガードポリシーがありますが、日数の規定はないと理解しております。JICAさんもイスラム開発銀行とこれからいろいろ協調する見込みがあると思いますので、その辺りは一つ留意したほうがいいのかなどという点だと思います。

それから、二点目のE/S借款については現行のガイドライン上でまず原則としてE/S借款の前に環境レビューをやることで、その例外としてそれがスキップできるという話になっているので、既に原則外の規定というのはガイドライン上にある中で、その原則外の規定の例外というところは、この一連の流れで書いておくべき話で、そこだけをFAQに持っていくのは、極めてバランスを欠いているのかなと。

それから、先ほども申し上げた通り、そもそもFAQの定義用語の解釈であるということからすると、こういったガイドラインの規定の但し書きをFAQに持ってくるというのは違うと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。以前のご発言と重複する部分がありますけれども、八木委員、杉本委員、近藤委員、木口委員、田辺委員、このご発言に対するところで事務局からお願いします。

○加藤 それでは、最初の八木委員からいただきましたご指摘について企画部からご説明をさせていただくと、その後、杉本委員からご質問いただいたところを気候変動対策室から、そして、近藤委員からいただきましたFAQの取り扱いも企画部のほうからご説明をさせていただきます。最後の木口委員、田辺委員からいただいた点のところは、田辺委員からいただいたE/S借款のご指摘は引き続き問題意識としていただいて、実際に改定文案で落とし込んで、こういう形の流れで担保ができるかどうかというところをぜひ見ていただくのかなと思っております。

それでは、企画部のほうからよろしく申し上げます。

○折田 ありがとうございます。企画部折田です。

八木委員のほうからご質問いただいた件ですが、おっしゃるとおりこのガイドラインの位置づけ自体に関わるお話だと理解しています。第4回か第5回のときにご説明させていただいたとおり、事業を実施していくに当たってはいくつかのステージと、それから、多様なプレーヤーと、それに関わる複数の文書が存在してございます。図示しながらそのときはご説明させていただいたと思いますが、日本政府の援助政策があって、それから、相手国政府の国家政策があって、それらの上流の部分においてはJICAも国別の分析ペーパーや、ポジションペーパーと呼んでいる課題に対してどう

取り組むかを記載した、そういったペーパーがあります。案件が発掘され、個別の案件の検討の段階になり、負の影響を最小化する方法を検討するという事で環境社会配慮ガイドラインが審査の中の一つとしてあるわけですが、その後も閣議による案件の決定や国と国の国際約束に始まって、各種合意文書、それから、相手国と事業者との文書等々多様な文書をもって案件全体が進んでいくという構造でございます。

かかる中でいろいろな時流の変化への対応や、ルールなり制度なりを変えていかななくてはならないときに、全てをガイドラインもしくはFAQの中に負っているのではなくて、今申し上げたような多様な文書を複雑にリンクさせながら、それぞれのステージで、まさに上流では適正会議で外部にお諮りしながら、実施に際しては、審査のタイミングでは助言委員会にお諮りしながら、そういう形で事業をやっているものでございます。

ですから、お気づきだと思えますけれども、これだけのすばらしい諮問委員の先生方皆様に長時間拘束させていただいて、こうやって1年間、もしくはもっとになるかもしれませんが、ある意味の行政コストをかけながら繰り返し丁寧に議論させていただいているところで、これが毎年とか3年おきにとかというのが現実的かという難しい部分もでございます。そういう意味ですと、ガイドライン自体は10年間で改定という形でこれまでやってきていますが、間の5年間で一度その運用をしっかりと見直して反映させていますし、加えて、申し上げたとおりほかの文書とも連動しながら、時流の変化もしくは制度自体にも工夫をしないといけないところは対応してきていると認識しているところです。

長くなりましたが、八木委員のご質問への回答とさせていただきます。

○谷口 杉本委員からのご指摘について回答を申し上げます。

杉本委員から省エネを使って下げる努力をしているのかという点、それから、当該国の目標との整合性という2点大事なお指摘をいただきまして、ありがとうございます。JICAにおきましても同じような認識であります。スコープ2の二重計上に関しましては、委員がおっしゃったプロジェクト内での二重計上というところと私が申し上げたプロジェクト間での二重計上といった両方のケースがあるのかなというふうに認識しております。

それから、JICAのプロジェクトを比較する際に合算する必要がないのではないかというご指摘に対しましては、JICAとして事業事前評価表を通じて温室効果ガスの総排出量を公表した場合、その情報をご覧になる方がJICAは全体としてどういうインパクトがあるのかということをお考えになる団体もいらっしゃるかと思います。その意味でJICAのプロジェクトの影響というところを正しく測っていただくという意味では、二重計上の恐れがあるという点については回避したいと考えております。

それから、全国的な推計値を簡易的に用いることの有用性というところもご指摘の点はあろうかと思いますが、私どもといたしましては、信頼性ですとか数字の正確性というところを重視いたしまして、現時点ではスコープ1のみという方針を取ったという次第でございます。

それから、当該国との目標との整合性という点に関しましては、一つのプロジェクトが当該国におけるNDCに記載された目標全体へのインパクトはなかなか測りにくいものがあるのかなと思っておりますが、いずれにしましても、JICAにおきましては、既に事業の計画立案段階におきまして当該国のNDCとその当該プロジェクトが整合しているかというチェック自体は行っておりますので、

これも環境社会配慮ガイドラインの中でというよりは実務的にそのような取り組みは既に行っているところがございます。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

スコープ2の取り扱いについては杉本委員がご指摘のとおり、個々のプロジェクトだけを捉える場合にはさほどそれを仮に極端なことを言えば二重計上してもその変化はわかるんじゃないかというご指摘がある一方で、やはりJICAそのもののインパクトが過剰といいますか、過大に評価されてしまうという今ご担当の方からのご指摘もあって、その辺りはどちらも良い面と悪い面があるということで、その点は一応認識が必要かと思えます。

あと、日比委員、ちょっとご発言の希望がありますけれども、この後、ちょっと次のご説明の後でまとめてご発言をいただくということでお許しいただいていいでしょうか、日比さん。

○日比委員 わかりました。今の関連ではあったんですけども。

○原嶋座長 この後、残りの部分がございますので、そこでも日比委員にご発言いただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

○日比委員 承知いたしました。

○原嶋座長 それでは、2番目の4番目から5番目のテーマについてのご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○小島 資料の②と書いてあるほうを開いていただければと思います。

ページが改めて1から振ってあるんですけども、ご意見の番号は140から始まっています。ページとご意見の番号を見ながらご説明したいと思えます。

まず、1ページ中盤、142番です。田辺委員、木口委員からいただいている現地調査の際に人権状況を把握するために被影響住民、学識経験者、人権NGOへの聞き取りをすべきではないかというご指摘でございます。

私たちのほうで付け加えた回答としまして、現地の状況を把握するために「意味ある協議」を確保しつつ行われる現地ステークホルダーとの協議を通じて、被影響住民や現地NGOの意見も聴きながら配慮を行っていきたいというところがございます。

続きまして、ページを移っていただいて2ページ、147番、村山委員からいただいたビジネスと人権に関する国連指導原則、それとNAPに関してFAQなどのカテゴリで扱うことが望ましいというご意見について、1ページに戻っていただいて1番右に書いていますが、付け加えた部分としまして、ガイドラインの冒頭の部分にそれを書き加えるというような考えでございます。NAPについては、国際潮流を踏まえた日本政府の方針に含まれているというような考えで書き込みたいと思っています。

また2ページに進んでいただいて、151番、田辺委員、木口委員からのご意見でミャンマーのプログラム形成調査で幅広い市民社会が参加できる形での現地ステークホルダー協議は実施されていなかったというようなところがございます。現状のガイドラインにおいてカテゴリBの場合は、現地ステークホルダー協議については必ずしもという形にはなっていないものです。カテゴリBは幅広いので、それを必ずやるというような要件にすることは今のところ考えていません。

3ページの154番です。これも田辺委員、木口委員からのご指摘でございます。何らかの質問があっ

た場合、JICAあるいは実施機関からの回答が適切、速やかに行われていないケースが散見されるというようなことで、それを記述すべきではないかというようなところでございます。

これについてもガイドラインの中には質問があった場合には回答するというようなことは明記されていますので、その対応でいいんじゃないかなというように考えています。

ページを移りまして、5ページまで飛びます。167番、村山委員からのご意見でございます。世銀ESSでは労働は重要な項目の一つとして扱われていることから、環境社会配慮の関係でどのような扱いがなされるのかFAQに類するカテゴリで示すべきというところでございます。

それと、これまでいただいていた意見も併せまして4ページから5ページにかけて右側に私たちの考え方を記載しています。結論としては、追加的な対応についてはその他要否も含めて別枠組みで検討するというところ、それとガイドラインの枠外で対応しているものについては、きちんとその位置づけがわかるようにFAQに記載したいというところでございます。個々はどういうふうに対応するかというところについては、それ以降のポツの中で記載しているところです。

6ページに移りまして、170番、今日も鈴木委員から追加資料をいただきまして、別紙6に挙げられるモニタリング項目のところでございます。これについて個々の項目を入れ込むべきだということと、WHOなどのガイドラインの参考とすべきガイドラインをいただいたところでございます。これについてもどのように別紙6に書き込むか考えたいというところでございます。

引き続き6ページの174番です。これは田辺委員、木口委員からいただいている軍や警察の関与が地域の住民の方々の安全を侵害してはならないということを要件とすべきというふうなお話でございます。

これについて、右側に私たちの考え方を書いています。具体的に軍・警察の関与につきましては、7ページに移りまして、1番下のところです。協力事業の形成・実施に当たり、相手国によるプロジェクトのために雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員が用いられる場合には、相手国は予防と自己防衛を除き強制力の行使を行わないように対応することが必要だが、軍・警察などの扱いについては相手国の主権に関わることであり、ガイドラインに委員のご提案のような要件を記載することは困難というふうなことで書いています。

引き続きまして、7ページの下の方です。これは村山委員からいただいている、これも気候変動を要因とする災害が増大することが想定されるため、構造物の設計段階でこの点に留意するような仕組みが求められるというところでございます。

これについては、7ページの1番右側の構造物の安全配慮のところのご指摘だと思います。気候変動などによって災害が起きた場合の計画策定・設計の安全配慮については、計画策定・設計の一環として取り扱っているというところでございます。ただ、難しいのは、想定外の気象条件による構造物の破壊というところなんですけれども、現時点では相当の仮定や多大な誤差・曖昧さを有し、技術的信頼性に劣る手法となる可能性があると考えますので、相手国への注意喚起にとどめたいというところでございます。当然ながら施設の設計において、どこまで洪水確率などを見るかというところの技術的なところについては、別途専門の皆さんに検討していただいているところです。

ページを移りまして、9ページです。193番、194番、日比委員からのご指摘で、193番が生物多様性の定義を明確にすることを希望されているというところ、それと生態系サービスをどのように扱うかというところでございます。

続きまして、199番、村山委員によるミティゲーションヒエラルキーというのをきちんと記載すべきというようなご指摘についてでございます。私たちの考え方を右側に書いてあるところですが、まずミティゲーションヒエラルキーの考え方はガイドライン1.4の基本方針のところにきちんと記載しようというふうな考えでございます。

生物多様性の定義というのが必要かどうかというところなんですけれども、これはもう一般的な言葉として利用されていると思いますので、そこまで踏み込む必要はないのかなと思います。生態系サービスは既存の方針で書いてあるとおりで、どこまで配慮すべきかというところについてはなかなか評価、検討方法が明確とは言えないため、可能な範囲で配慮するという姿勢を継続させていただきたいと思っています。

10ページから11ページにかけて208番、これも日比委員からのご意見でございます。重要な自然生息地の特定にはKBAなど国際的認知された手法やデータベースの活用を明記するなどし、確立された国際的な評価を認知して取り入れることというような趣旨の発言をいただいています。これについては右側ですね、ポツの2番目です。運用面で国際機関などが発表する情報を参考というようなどころで、今のところ個別の参照すべき情報を書き込むことは考えていないところでございます。

続きまして、12ページまで移っていただいて、218番、219番、これも日比委員ですが、保護区に係る話です。218番が保護区に係る「一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制および管理計画に沿って事業実施を判断する」との方針を変更することについては反対であるというようなところ、それと219番です。現在の保護区に係る既存のガイドラインの方針において、どのような開発効果の毀損があったのかというところでございます。

218番はご意見としていただきました。219番はどのような毀損があったのかというところを書いてあるのが右側の①と②です。簡単に言うと、追加的な開発コストなどが生じているということと、調査コストが追加的に生じていますという答えでございます。

続きまして、13ページの226番、これは前回も議論になりました。再取得価格の算出根拠やその基準額を公開すべきというようなご指摘でございます。あわせて、229番、移転補償が行われる前に住民移転計画が作成・公開されていなければならないというようなご指摘でございます。これについて私たちが新たに付け加えたものについて、これもまた13ページから14ページにまたいでいるものなんですけれども、読み上げます。

世銀ESS 5にあるとおり、補償基準は公開され一貫して適用される必要があり、補償基準に沿って個々の被影響資産の補償の計算結果は被影響住民に提供し説明されるべきである。補償基準の公開と一貫した適用を担保するため、移転補償の前に住民移転計画が作成され、被影響住民に提示されるべきである。この趣旨はESS 5を参考にFAQに記載するというような考えでございます。

15ページです。236番、これも村山委員からいただいた意見でございます。今のガイドライン別紙1では、非自発的住民移転の項目の中に生計手段の喪失というのが入っています。移転住民がなくても生計手段の影響はあり得るから、見出しを含めて検討すべきというご指摘でございます。

これは世銀のESSにおいてもInvoluntary Resettlementの中にphysical displacementとeconomic displacementというのが含まれているので、この分類はそれほど変ではないのかなというふうに考えて、現状のままでいいと考えているところでございます。

最後、16ページです。これも村山委員からいただいているものでございます。ガイドラインや

FAQでの扱いが不明なので、少なくともFAQで具体的な内容を示したほうが良い。また、FPICに基づき合意を要件とする場合は、合意の内容について具体化すべきというようなことでございます。それに対する私たちの考え方について、15ページから16ページにまたいでいますが、FPICの具体的な内容についてはESS 7を参考にFAQでの例示を提示することを検討したいというところでございます。

以上が追加でいただいた皆さんのご意見の紹介とそれに対する私たちの考え方でございます。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど日比委員からその前の内容についてもご発言の希望がありました。さらに、今ご説明のあった主に生物系については日比委員のご専門分野でもございますので、まず日比委員からお話いただきますけれども、その後、これまでご発言いただいていないのが織田委員、杉田委員、三宅委員、持田委員、山谷委員からご発言がいただいております。もしご発言の希望があれば、前の問題に遡っていただいても結構ですので、この機会にご発言を頂戴したいと思っております。

それでは、まず日比委員、聞こえますか。

○日比委員 聞こえます。

○原嶋座長 それでは、ちょっとお待たせしてしまいましたけれども、先ほどの前のことも含めて多分この後の生物の問題についても恐らくいくつかご発言があらうかと思っておりますので、併せてお願いします。ただし、手短にお願いします。

○日比委員 なるべく手短にさせていただきます。

まず、先ほどの積み残しの質問で気候変動のスコープ1、スコープ2の評価というところで杉本委員からのご意見があつて、それに対してご説明をいただいた部分なんですけれども、おっしゃる内容自体はわかったんですけれども、一つちょっと疑問に思いましたのは、例えば上位計画との関係性とか、あるいはインフラ新戦略との関係、特に石炭等においてというところでは、これはあくまで実施事業自体の配慮についてやるのがガイドラインだということで、なので、上位等についてここでは扱わないというのが基本的な考え方としてお示しいただいていたのかなと思われました。

それからいくと、先ほどのお答えというのは具体的な事業実施段階での評価、個別に評価というのは十分できる内容ですし、スコープとしてもできるかと思うんですけれども、でも、それはより上位で見た場合に不明瞭あるいは誤解を招くからやらないんだという論拠というふうに聞こえて、ちょっとその辺整合が取れないんじゃないかなというふうに感じました。事業実施段階でのやっぱり環境配慮というものがガイドラインだということであれば、事業実施段階でしっかり影響等を推計し、評価していかねばなりません。その上位で例えばまとまってその国全体でJICAさんの支援が気候変動対策としてどうなんだというのは、それはまたその時点で当然スコープ1、スコープ2のダブルカウントとかを排除していく方法というのはあるわけですから、その上位の段階で対応していくべきことなのではないかなと思われましたので、あまりスコープ1、スコープ2を含めないということのちょっと根拠としては整合が取れないなというふうに感じましたので、もう少しご説明いただければと思います。

それから、②のほうに入って、特に生物、生物多様性のところですが、まずは生物多様性の定義の

ところで、ここはもう既に一般化しているというふうなご意見だったんですけども、まさに一般化している理解の内容にかなりばらつきがあるということが言えるかと思うんですね。これは例えば2010年の生物多様性条約、COP10があった頃からは、生物多様性でいくと必ずしも生き物の種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性だけではなくて、生態系サービスも含めた人々への便益も含めた自然の健全性というような意味合いを持つようになっていったわけですけども、近年は少しまた生物多様性というのは生物学的多様性に近いニュアンスで使われることが国際的には多くなってきているという傾向もありますので、生物多様性と一言に言っても、やはり受け取り方というのは幅があると思うんですね。

実際これまでこの助言委員会なんかで議論がある場合にも、例えば調査団のほうとか、あるいは報告書の中でもそこは結構幅があるような結果として出てきている場面が少なからずあったというふうに私は思っておりますので、一般化しているから定義しなくていいということはちょっと乱暴な対応かなというふうには思います。やはりJICAとしてこのガイドライン上、生物多様性というのはこういうことを対象とするものであるというのは明確にしたほうが調査を進めていくうえでも誤解が少なく済むのではないかなというふうに思います。

それから、KBA等国際的な認知手法云々のところでございまして、そこは運用面で対応しますというふうに言っていたいるんですけども、一つここで特にポイントとして、当然国際的に認知されているというところも大事なんですけれども、こういうことを活用することで調査検討なんかの効率化、費用面も含めて効率化できる方法になると思いますので、運用面ということはそれでいいと思うんですけども、少なくともFAQなんかでそこは明示していただいて、要は自然環境面、生物多様性面の配慮もしっかりできると。それを時間あるいは費用的なコストも効率化しながら、より効果を高めるという方法になり得るんだということは認識を共有していただければ非常にありがたいと思います。

最後に保護区のところでございまして、まず219のほうからいきたいと。ここで私実際保護区に係る現行の規定があったおかげで開発効果が毀損された例はあるんですかということをお聞きさせていただいて、具体的にと言ったのは、実際の事例としてこれまでJICAさんの事業、案件を形成していく、実施していく中での事例をご紹介いただきたいというつもりだったんですけども、お答えは割と理論的なお答えをいただいている、お答え自体は、それはそういうこともあり得るだろうと思うんですけども、実際あったのかと。つまりこの規定があることによってJICAさんのやろうとしたことができない、あるいは対象国が望んだ開発効果がこの規定があったおかげで達成できなかったと。要はこの規定がJICAさんの1番の目的である対象国の開発効果を高めるというところの達成のバリア、足かせになったんですかと。まず、そういう事実があったのであれば、それを根拠にしながら、じゃあどうやったらそれを回避する必要があるのかというところを議論すべきだということで、ここに書かれているお答え自体の内容は理にかなっていると思うんですけども、それだけでこの項目をこれまでと変えるという理由としては、根拠としては非常に弱いかなというふうに思いました。

それから、特に生物多様性への配慮というのは、重要な生息地に関する従来の対応は維持するから質は担保されるんだというふうにおっしゃっているんですけども、そもそも重要な生息地はどこなんだという特定が難しいというのは、これまでの助言委員会、それから、包括的検討あるいは

この諮問委員会の中でもほかの委員からもご意見があったかと思えますし、JICAさんからのご意見の中でも、だから生息地管理ベースのものへの変更というのは、今回は見送るというふうなお話もあったかと思えますので、そもそも重要な生息地に関する対応というのは非常に曖昧さというか、確実性、少なくとも現状の規定や方法論等を鑑みて確実に担保できるものではないというのは、JICAさんのほうでもそういう認識をされているということかと思えます。

一方で、保護区の中で確かに保護価値の高くない地域があったりするというのも、これは事実かと思うんですけども、一方で重要な生息地が含まれるケースも多々あるだろうと。その重要な生息地はどこだということを明確にするのは難しいんだけど、少なくとも保護区下にある重要な生息地というのは確実に明確に線引きができなくても、この保護区に係る規定によって、その事業によって影響を受けるということは回避を確実にできるわけですね。

そうすると、そこ、つまり保護区に関する条項を取り除くだけで、それに代わるより自然生態系、生物多様性の保全を担保する別の規定なり方策を入れずに、重要な生息地に関しては現行のままでおくというのは、自然環境の保全、生物多様性の保全の観点からいけば、これはダイリユーションにロジック的にはなると。それはやはり重要な生息地というのが非常に特定も難しい、その評価も難しい、ましてや生態系サービスまでも含めていくと、方法論さえなかなか明らかにできないという中で、その保護区という、もともとの目的は対象国の制度に準拠するというものであったとしても、この自然生息地、生物多様性を守るということで非常に大きな効力を持つ規定だけを取り除くというのは、やはりこのガイドライン自体の目的からすればダイリユーションになると。ましてや様々な報告書が科学的に地球の生物多様性の状況というのは悪化しているとしているわけで。

一方で、人口は増えていっているんで、圧力は高まっていっていると。そうすると、ここは生物多様性の保全という観点からいけば、むしろセーフガードを強めていかなければいけないタイミング、段階の中で逆行する変更だということになるかと思えますので、これは強く再考をお願いしたい。再考というのは、保護区のほうを維持するのか、あるいは別の方法で確実に重要な生息地というのがこれまで以上に守ることが少なくとも論理的に担保できるというような仕組みを入れることを検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

少し何人かのご意見をいただいた後、まとめて回答いただきますので、続きまして、持田委員、聞こえますか。

○持田委員 聞こえます。

○原嶋座長 こちらも聞こえております。よろしく申し上げます。

○持田委員 ありがとうございます。持田です。発言の機会を頂戴したので、手を挙げさせていただきました。ありがとうございます。

1点、コメントだけです。JICA方針（案）に対する仕分けをしていただいたことで、非常に整理されてわかりやすくなったと思います。従いまして、議論しやすくなったなというふうに感じております。限られた時間の中でJICA関係者さんのご対応に感謝申し上げます。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございます。

次ですけれども、ちょっと田辺委員、まだ発言のない方をちょっと優先させていただきますので、ちょっとお待ちください。

杉田委員、聞こえますか。

○杉田委員 杉田でございます。

○原嶋座長 声は聞こえておりますので、ご発言をお願いします。

○杉田委員 ご説明いただきましたシートで網かけではないんですが、ページでいいますと、9ページですかね。生物多様性オフセットに関して、私は多少触れたことに対するJICAさんの方針案としてお寄せいただいた内容で手短かに1点だけちょっとご質問があります。

私の指摘に対して方針案を書いていたいておりますが、10ページの理由、考え方におきまして二つ目のポツで「実施方法については」というくだりを記載されていますが、まずは試行的実施を通じた体制整備を目指すことということなんですけれども、ちょっと理解が及ばずにお伺いしたいのは、具体的にどういった手法を通じて実施され、体制整備を目指すことを想定されているのか差し支えない範囲内で教えていただきたいということです。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。これは先ほど日比委員からもご指摘があったところと関係するんですけれども、保護区の規定を今回なくすことも含めて検討すると。一方でミティゲーションヒエラルキーで新しい考え方を原則として打ち立てると。これによって全体として先ほど日比委員がご指摘になっていたダイリューションといいますが、逆行するようなことが起きるのか起きないのかというのは、一つ大きく私たちが見ていかなきゃいけないところだと思いますので、ぜひご回答をお願いします。

続きまして、ちょっと順番を変えて申しわけないですけれども、織田委員、聞こえますか。

○織田委員 聞こえます。

○原嶋座長 よろしくをお願いします。すみません、遅くなって。

○織田委員 織田です。よろしくをお願いします。

私は2点あります。一つは4ページ目だったと思うんですけれども、これもずっと今日議論になっているガイドラインで書くかFAQで書くかということともちょっと関係するんですが、労働の問題については非常に重要なので、これは別枠組みで考えると何カ所か書かれていますね。4ページだったと思うんですけれども、右下のところですか。この別枠組みということになると、そのことはもうガイドラインには示されないということなんでしょうか。そのところが心配です。

例えば、児童労働は今のガイドラインの中で含まれる、今のところで児童労働という言葉は使っていないで子供の権利のことを言っているんですけれども、児童労働が含まれるかどうかということをチェックしているわけですね。

ところが、今度はこの別枠組みということになると、あるものはこちらの枠組み、あるものはこちらの枠組みということになって、はっきりしないところが出てくるのではないかと懸念されます。この別枠組みはガイドラインとどういう関係になるかということは、少し整理が必要なんじゃないかと思います。それが1点です。

それから、2点目は保護区に関してで、私が一つ懸念するのは、現在保護区では基本的には事業をやらないことになっているけれども、今度は方針を少し変えるんだというようなご説明だと私は

理解していますが、実際のところ、現在のガイドラインの中でも保護区では事業をしないことが確実なものとはなっていないということです。

私は環境社会配慮の助言委員会の委員もしております、最近担当した一つの案件で保護区を通るというのがありました。実は保護区での事業を例外的に認めるという項目が既にFAQの中にありまして、保護区を通ってもよい場合の条件が5つぐらい挙がっております。これに該当するという事で、今回挙がってきた事業については保護区を通るけれども黙認せざるを得ないという状態だったわけです。既に決まりがあっても例外が可能になるような状態になっているということについても、整理が必要なのではないかと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。2点頂戴しましたので、後ほどレスポンスをいただきます。

続きまして、三宅委員、聞こえますか。

○三宅委員 聞こえます。

○原嶋座長 声は聞こえておりますので、ご発言をお願いします。

○三宅委員 よろしく願いいたします。

私どもは海外建設協会ということでコントラクターの立場から見ておりまして、本日の議論されている範囲ではあまり関係はないかなと思っておったんですけれども、この7ページ辺りの構造物の安全性配慮というところで、JICAさんが右側に書かれておられますように、非常に想定外の気象条件等による構造物の破壊については、仮定やなかなか手法的な難しさがあるということには全面的に賛成いたしますし、このとおりだと思います。

私が申し上げたいのは、構造物自体のハードの安全性といったときには、適切な設計ももちろんでございますけれども、適切に良質なものを現場で造ることが同等に大事だということでございます。ですので、文書で設計ということに注目されがちでございますけれども、実はその部分が非常に大事でございます、地震も大雨もないのに勝手に壊れる橋とか、それから、スタジアムの屋根が落ちたとか世界には事例が実はたくさんあります。ですので、しっかりしたチームで現地で良質なものを造ることがセットにならないと、この構造物の安全性の議論はできないということだけを申し上げておきたいと思えます。

単にコメントでした。ありがとうございました。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

田辺委員、聞こえますか。すみません、ちょっと順番が遅くなってしまって、手短にお願いします。

○田辺委員 1点だけです。226番と229番の件です。補償基準の公開と移転補償前のRAPの公開ですが、これも先ほどと同様、FAQではなくてガイドライン本体に入れるべきかなと思います。これらは新たな要件でありますので、別紙1を改定することが妥当ではないかと思えます。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

村山委員、聞こえますか。

○村山委員 ありがとうございます。

○原嶋座長 よろしく申し上げます。

○村山委員 主に2点です。簡単に申し上げます。

まず、今の三宅委員からご発言があった7ページ、8ページの181番の話ですが、ガイドラインの中で扱わないというのは理解します。これはほかのところに対応されていると。ただ、実際そうではあるんだと思うんですが、多分こういうことが結構いろいろなところに出てきていて、一つの分野だけでは多分対応できない、いろいろな分野で総合的に対応しなくてはいけない部分が出てくるような気がしています。そういう意味では、完全に仕分けるだけではない対応も今後出てくるような気がしているので、そのあたりも含めて今後ご検討いただければと思います。これが一つです。

二つ目は15ページの236番、生計手段の喪失についての扱いですが、確認したところ、世銀のESSの5番のところを多分指されているんだと思いますが、ここでは非自発的住民移転だけではなく、land acquisition、それから、restriction、land useというのが入っていて、必ずしも住民移転だけを指しているのではないと思います。なので、そこも含めて再度ご確認をいただいたうえでご検討いただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。日比委員、持田委員、杉田委員、織田委員、三宅委員、田辺委員、村山委員からご発言をいただきまして、持田委員、三宅委員のご発言についてはコメントとして承るということで、いくつかご質問が中に含まれておりますので、事務局側のほうでレスポンスをお願いしてよろしいでしょうか。

○小島 換気をしませんか。

○原嶋座長 それでは、ちょっとここで会議室の換気をさせていただきたいと思いますので、17時再開ということで、残りちょっとお時間を頂戴したいということでよろしく申し上げます。申しわけありません。

17時に再開させていただきます。ご容赦ください。よろしく申し上げます。

16:53 休憩

17:00 再開

○原嶋座長 それでは、時間になりましたので、再開をさせていただきます。

今まで日比委員、杉田委員、織田委員、田辺委員、村山委員から頂戴したご質問等にお答えする予定ですけれども、その前に傍聴室で1と2それぞれ多分おひとかたずつなんでしょうかね。ご発言を希望されている方がいらっしゃいますので、ここでご発言を頂戴します。よろしいでしょうか。

まず、傍聴室2でご参加の方が最初でしたので、傍聴室2のほうでお願いしてよろしいでしょうか。手短かにお願いします。まず、お名前とご所属のいただいたうえでご発言をお願いします。

○波多江氏 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。FoE Japanと波多江と申します。よろしく申し上げます。

手短かに申し上げたいんですけれども、2点ございます。まずはコメント、諮問委員会からのご意見の142番のところです。人権の状況把握についてなんですけれども、JICAの方針案のところを見ますと、「意味ある協議」を確保しつつ行われるステークホルダー協議を通じて意見を聴きますというようなことも書いてあるんですけれども、そもそも人権の状況、要は基本的人権の状況ですね。発言の自由ですとか表現の自由がしっかり確保されていないところでは、この「意味ある協議」が

確保できない状況もあるかと思うんですね。そういったことを想定した場合に、やはり人権NGOですとか学識経験者への聞き取りあるいは協議の場を通じない形での住民への聞き取りというのが必要なんだと思うんです。

なので、もう1度こちらの点も再考していただくあるいはもう少しこの場でも意見を交換させていただければというふうに思った次第です。

それから、こちらも人権面になるんですけども、諮問委員の意見の174番のところです。保安要員に関しての要件についてなんですけれども、こちらはJICAの方針案のほうで強制力の行使とならないよう対応することが必要というふうにしっかりと書いていただいていることは、大変理解していただいているんだなというふうには思いました。

それなんですけれども、それが主権に関わることであるということなんです、世銀ですとかIFCですとかといったところは、こういった保安要員に関する軍と警察のところも含めて要件に書いてあるんですね。多国籍機関と外部の機関の違いというものはあるんでしょうけれども、やはり要件に入れていただく重要事項が非常にあるんじゃないかというふうに思っております。というのは、すみません、手短にということなんですけれども、例えばインドネシアですとかミャンマーですとか、ほかの東南アジアの案件を見ておきますと、個別の案件に例えば反対あるいは懸念を持たれる住民の方たちが抗議デモですとか、そういった手段に出たときにやはり軍・警察が出てきてゴム弾が発射されたりですとか、それから、催涙弾が住宅地に投げられたりですとか、そういったことというのがやはりあるんですね。それをやはり主権部分ということで見逃すことはできないと思うんです。この日本援助としてやる中で。

なので、こうした要件、地域住民の安全を侵害してはならないという要件をしっかりと盛り込んでいく方向でぜひまた考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。JICAそのものは人権保護団体ではないので、なかなかどこまで手が及ぶかということについてはまた議論が必要だと思いますけれども、ご意見を頂戴します。

傍聴室1でご参加で、ご発言を希望されている方はどなたでしょうか。お名前をいただいたうえでご発言を手短にお願いします。

○高梨氏 海外コンサルタント協会、高梨でございます。

○原嶋座長 よろしく申し上げます。

○高梨氏 先ほど八木委員からもガイドライン、それから、FAQ、それぞれの位置づけというお話が出ました。全くそのとおりで、我々現場でやる者からすると、ガイドラインはどちらかというと理念ですよ。実際に調査する段階は、まさにFAQが外部といいますか、一体現場でどうしたらいいのかというようなことになります。例えば労働の問題は先ほど先生も言っておられましたけれども、今現時点、JICAの中で工事の標準安全スペックというものを作っております。これは200ページに及ぶ大変大部なスペックなんですけれども、この中で労働をどう工事の期間中担保するかということも規定されています。ですから、こういうようなものも別途あるんだということから稟議を通るんでしょうけれども、ご紹介いただきたいと。

それから、カテゴリB案件の例えば実施要領なんかもあるんですね。カテゴリA案件のものはまだ作られていないんです。このようにガイドラインとFAQは非常に密接な関係と、現場ではいろん

な資料も出てくるということで、ぜひこの辺を明確にしていただきたいと思います。

それから、GHGの計算事例、これも我々現場では大変苦労しております。ですから、具体的にどう計算するのか、ぜひこれも共有していきたいと思います。

それから、共有案件ですけれども、これはほかの金融機関と一緒にやる場合、例えば環境社会配慮はどちらで責任を持つのかというようなところも方針を明らかにしていただければと思います。例えば世銀でやる場合、ADBでやる場合、じゃあ日本のJICAさんは環境社会配慮面について担当するのかどうか、それから、先ほど黒木委員からもおっしゃられましたけれども、EIA、現地のEIA、それから、環境レビューとの違いの場合、これはJICAさんのほうから向こうに申し入れるというお話がありました。具体的に現地側はそれに対してどう対応されるのか。向こうの事情を考えると、日本側の要望を一方的に言うのはなかなか難しいというふうにおっしゃっておられましたけれども、以前の伊勢志摩原則に基づけば、やっぱり日本側はしっかりした質高インフラを整備するという意味では、この辺もしっかり日本側の要望を入れるべきだというふうに思っております。

それから、モニタリングレポートの公開等も含めまして、やっぱりJICAさんが参照される国際機関というのがその都度変わっています。例えば公開についてはADBが120日、モニタリングについては、ADBはやっているけれども世銀はやっていないというようなことで、その方針に従って国際機関の事例を選んでいるような気がしますので、国際機関はそれぞれ方針があって作られていると思いますので、この辺はどの機関のものを参照するかというのをしっかり確認したほうがいいなというふうに思っています。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。確かに最後の点はちょっとチェリー・ピッキングな感じがしますので、またご説明が必要かと思えます。

今までいただいたことで事務局のほうで順次回答可能な範囲で回答していただいて、恐らく先ほどのFAQの位置づけなどについては少し持ち帰ってといいますか、内部でまた再検討をお願いせざるを得ない点だと思えますので、その点はまた再検討ということでは言っていれば結構ですので、お願いします。

では、ご担当の方から順番にお願いします。

○谷口 日比委員からご指摘のありましたスコープ2はなぜ推計が難しいのかという点に関しまして改めてご説明申し上げますと、開発途上国においてどのような電源に接続するのかといったところ、その電源自体がグリッドでネットワーク化されている中で複数の発電所が接続されているといったような状況の中で、発電所ごとに違う発電形態といったような場合に、プロジェクトで購入する電力がそれぞれどういう割合でどの発電所がどれだけ寄与しているのかといったところの推計を事業の計画立案段階でなかなか十分な情報が得られないと考えております。

限られた情報の中で推計する難しさというところを考えまして、また、世銀のような取り組み状況を踏まえまして、今回スコープ1での推計と方針を出している次第でございます。

それから、上位政策との整合性につきましてですが、案件が採択された後に各事業部におきまして詳細計画策定調査であるとか協力準備調査といったものを計画するわけですけれども、それぞれの調査の計画を策定する際にNDCとの整合性を確認しております。必ずしも環境社会配慮ガイドラインの中でNDCとの整合性という形では、今回新しい改定では言及しておりませんが、既に

実務といたしまして各プロジェクトの計画策定におきまして、今申し上げたような取り組みをしているという状況でございます。

以上です。

○小島 続きまして、先ほどいただいたご質問、私のほうで答えを試みまして、周りから補足があればまた後でお願いしたいと思います。

まず、日比委員からいただいた生物多様性の定義のところですが、定義が国際的にも揺らいているというご発言の趣旨であつたらちょっとびっくりしたんですけれども、であれば国際機関の考え方などを踏まえるのかなというふうに考えます。

KBAなどの生息地の基準となるものを書き込むのかどうかというようなご指摘をいただいたと。それが調査などの効率化に資するのではないのかというようなご指摘をいただいたと思います。私たちもこれまで助言委員会、ワーキンググループで議論しているとおり、重要な生息地の特定は世銀とかIFCなどを参考にしながらやっています、その中でKBA、IBAなどの資料は活用していると思います。今のところガイドラインの中でどの資料を利用するというようなことを書き込む想定ではございません。

もう一つ、現状のガイドラインにおける保護区の指定があることよって毀損された事例はあるかというところで、事例としてあるんですけれども、個別の事例というよりは、個別の案件名を出すよりはこういうことがあったというのを説明したのがJICAの方針として記載したものでございます。

生息地の保護区の関係で日比委員の多分趣旨は、保護区の現状のガイドラインの保護区外で実施されなければならないという規定をなくすことによって、それが生息地などを保護する質が下がるんじゃないかというご懸念だと思います。それにつきましては、生息地の私たちの考え方というのはESSなどよりも厳しいものを取っていると思います。どういう生物がいたら重要な生息地とするという判断は、ESSなどよりもJICAのほうの方が厳しいものを導入しているというような考えがあります。その考え方については、今のところ動かすつもりはないので、生息地という判断のところでの基準は今のままでよいと考えています。加えて、村山委員などから指摘があつたとおりミティゲーションヒエラルキーというのは変わらず考え方として導入しながらやと考えています。

オフセットについて杉田委員からご指摘がありました。具体的な試行的にやるに当たっての手法などの検討はまだ進んでいませんけれども、いずれにしても、オフセットを導入する場合は慎重にやらないといけないのかなというふうに考えています。

織田委員がご指摘された労働の部分はどう扱うかというところについて、ガイドラインに示すのかFAQで書き込むかというところの整理については、引き続きよく考えたいと思います。

保護区のところの規定につきましては、ガイドライン19ページ、別紙1の法令基準計画との整合というところにプロジェクトは原則として政府が法令などにより自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならないというようなところがきっかけになっているところですが、これはガイドラインの中に明記されているものでございます。

それに対してFAQの26ページには、下の条件が全て満たされる場合にこのような地域でプロジェクトの形成および実施を行うということで、5点の条件を挙げているところでございます。そこはご関心のある方は見ていただければと思います。

三宅委員からいただいたご指摘として、適応策をどう考えるかというのは難しいところというの

はまさに私たちも同様に悩んでいるところがございます。ご指摘いただいた調査、設計も重要だけれども、まさに作る過程できっちりしたものを作ることが重要だということも同じ考えでございます。

続きまして、田辺委員からいただいた226番、229番です。どこに書き込むかというご指摘について、これもきちんと整理したいというところがございます。

181番について村山委員からいただいた適応策をきちんとやろうとすると、いろんな分野に関わる話になるので、そこはガイドラインの外できっちり整理しないといけないというご指摘はそのとおりだと思います。

あとは236番のところですか。ここは非自発的住民、整理の問題だと思いますけれども、そこも上手く考えたいと思います。

以上、とりあえず委員の皆さんからいただいたご意見に対する回答で、もしJICAの人間から補足などあればお願いしたいと思います。

○加藤 保護区に係る現行の規定があるが故に開発効果が毀損された事例という議論で補足ですけれども、織田委員から先ほど言及があったごく最近の案件について申し上げますと、保護区の中を通過する道路事業の場合に、その案件は保護区を通らない迂回ルートを造った場合には、案件としても成り立たないというものでありまして、もともと目的としている事業目的が達成されないということで、保護区を通らない場合には事業がなくなってしまうという事例でございました。この事案については、保護区として位置づけられている地域自体が生態系の観点および先住民族の観点からも非常に重要な意味合いを持っている中で、この事業を実施する場合に保護区の例外条件を満たすかどうかという点をJICA内部でも非常に慎重に中身を詰めて対応してきたというところなんです。結局そうした環境社会配慮の観点というのは「重要な自然生息地」に該当し得る地域についてどのように配慮するかとか、先住民族の地域に該当するものについてどう考えるかというような観点で検討を行うことで、保護区に係る現行規定がなくとも対応でき得るものだと思いますので、事例としてぴったり当たるものではないですけれども、紹介をさせていただきます。

以上です。

○原嶋座長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それで、今まで頂戴しました。日比委員、聞こえますか。どうぞ手短にお願いします。

○日比委員 では、手短に。

まず、スコープ1、2のところというのはお答えはさっきいただいていたものと同じ内容かなと思ひまして、私の質問への答えにはなっていなかったなと思ったので、ちょっと。もし今日時間があれでしたら、また次回改めてでもいいんですけれども、質問に答えていただければというふうに思ひます。

それから、生物多様性の定義というところで、定義が国際的に揺らいでいるというふうな印象を与えてしまったとしたら申しわけございません。生物多様性ということの定義、これも誰が定義するかというので実はそういう意味では必ずしも一つの決まった定義だけではないというほうが正確かもしれないですけれども、1番使われるのは生物多様性条約で決められている定義ですけれども、その定義に基づいてどこまでを生物多様性という言葉で一般的に捉えるか、表すかというのは人によって違うということだと思ひます。これは前回も議論した、このテーマが出てきたときにも確

かこの見直しにおいては自然とか生態系とか生息地というものを総合して生物多様性という言葉で代表させますというようなお答えをいただいたというふうに理解しているんです。

ということは、つまりそれはもうそこでそういうふうな定義をしていて、いわゆる生物多様性条約で使っているような定義とは必ずしも一致していないんですよ、より幅広く使っているの。そういう意味でここをはっきりさせるというのは非常に重要ですというふうに申し上げました。

あと、保護区のところは、私は現行と比べるとダイリューションになるんじゃないですか申し上げて、お答えは世銀のESSと比べたら厳しいですというお答えだったというふうに受け取りました。ということは、現行よりは緩くなりますというお答えなのかなというふうに感じたんですけども、そういう理解でよろしかったでしょうか。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

生物多様性ないし生物生息地の定義については、またご専門の立場で日比委員からガイドラインで用いる用語についてご提案などいただければ、あるいは参考になるようなものを頂戴できれば幸いです。

あと、先ほど小島課長からご説明ありましたが、保護区の規定をなくして、それと同時にミティゲーションヒエラルキーという新しい考え方を導入すると。従来の重要な生息地についての規定の考え方を残して、これによって全体としてダイリューションになるかならないかというところは、なかなか判断が容易ではないところなんです。日比委員のお考えでは、全体としては今のガイドラインよりも保護水準が下がる可能性があるんじゃないかというご懸念です。私も若干そういった懸念もあります。そこで鍵になるのはミティゲーションヒエラルキーをどれくらい厳格に実行するかということで、この点は杉田委員から具体的な進め方についてのご提案などありまして、そこが一つの鍵になってくるだろうと思いますので、少し今後また議論させていただきたいと思います。日比委員におかれましては、またそのあたりの具体的なダイリューションになるかならないかというその判断、評価についてご意見を頂戴できればと思いますけれども、いかがでしょうか。

日比委員、聞こえますか。

ちょっと今ラインの関係であれですので、一応そこから一つちょっと今後少し詰めていく必要があるかと思えます。

これまでのところいくつか頂戴しまして、今回特に難しい意見の隔たりの多い点についてさらに詰めた議論をさせていただきました。とりわけ共通しているのは、FAQを含めたガイドラインとその他関連の全体的な構造と貼りつけといいますか、落とし方について、例えば労働の問題とかE/S借款の問題とか、あるいは補償の評価の問題などについての位置づけ、あるいはFAQというものの扱い、この点はちょっともう1度JICAの側では詳細に議論していただく必要があろうかと思えますし、このことが結局社会の変化とか国際交渉の変化に柔軟に対応する一つの鍵になってくる点だと思いますので、少し整理を次回までをお願いしたいというふうに思っております。

あと、もう一つ大きな点としては温室効果ガスの評価ですね。スコープの捉え方とガスの種類なども含めてご説明とレスポンスをちょっと繰り返しておりましたけれども、もう1度議事録のご発言を確認していただいて、説明について少し深めていただきたいというふうに思っております。あと、関連して適応というものをどうするかということについても少し議論が必要だと思います。

あと、後半部分では先ほど日比委員からもご指摘のあった点ですけれども、やっぱり保護区の規定をなくすということに対する影響といいますか結果ですね、全体としてダイリューション、保護水準の低下ということを招かないのか。だから、それは今のガイドラインとの比較において、世銀との比較ではなくて今のJICAのガイドラインとの比較において保護水準が下がらないのかと。ここを下がらないという何かしっかりとした、我々としては下がらないということを裏づけるようなしっかりとした対応というのは少なくともお願いしたいと。この方法としてはミティゲーションヒエラルキーというものを厳格に実行するとか、今の重要な生息地の規定をもう少し厳格化するとか、そういったいくつかの選択肢があるかと思えますけれども、そのあたりを少し具体的にご検討いただきたいというふうに思っております。

今日のところ、大きな論点として残ってきましたのは今申し上げたようなところですが、事務局からご発言をお願いします。

○折田 すみません、山谷委員が17時半から次の会議で失礼しますという連絡が今来ました。

○原嶋座長 山谷委員、聞こえますか。

○折田 出られてしまいました。失礼いたしました。

○原嶋座長 大変時間が押してしまって申しわけございません。一応そういったところについてちょっと宿題という形でご検討いただきたいと思えます。

大変時間が押してしまって恐縮ですけれども、最後になりますけれども、ご発言を希望される方がいらっしゃいましたらサインを送っていただけますでしょうか。ちょっと今要約したところ、サマライズしたところは十分じゃなかった点もあろうかと思えますので、もし補足などの必要があればご発言いただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

大きくFAQを含めた全体構造ですね。あと、温室効果ガス関連、適応関連、あと保護区関連、大きくざっくりと今まとめましたけれども、そのあたりは少なくとも次回までに少し再検討をお願いしたいというところがございます。それをもって少し前に進めるという形では、今の方針案に基づいて具体的にガイドラインのどこを直すかというところを少しずつ提供していただくという段取りになろうかと思えますので、よろしくをお願いします。

それでは、いかがでございましょうか。本当に最後になりますけれども、ご発言の希望がございましたら承ります。サインを送ってください。

それでは、一応本日の議論はここで一旦締めくくりとさせていただいて、その他ということで事務局からよろしくをお願いします。

○古賀 事務局より、まず第8回、次回の予定を簡単にご案内します。

次回、日時が4月13日火曜日の14時から17時ということで、JICA会議室およびオンラインでの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

あともう1点なんですけれども、諮問委員会のスケジュールでございますが、昨年の8月から開始して半年近くが経過したところでございますけれども、事務局のほうで諮問委員会のプロセス、スケジュールについて見直しを行いました。現在、諮問委員を委嘱させていただいている期間は今年の7月31日までとなっておりますけれども、引き続き丁寧に諮問委員会の議論を進めていくということ、また、ガイドラインと異議申立手続要項の改定案が固まった段階で予定しておりますパブリ

ックコメントの手續につきましても、こちらも丁寧に進めていくということを踏まえまして、7月末終了としております諮問委員の任期を今後少し延長させていただく必要が出てくる可能性がございます。

まだ具体的にどのくらい延長させていただくというところは決まっておられませんけれども、少なくとも2か月ほどは延長をお願いする可能性がございます。引き続き前広に委員の皆様と情報共有して、ご相談させていただきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○原嶋座長 あと、事務局はよろしいでしょうか。

それでは、本当に最後になりますけれども、もし何か確認すべき点がございましたらご発言いただきますけれども、いかがでございましょうか。サインを送ってください。

よろしいでしょうか。

大変時間が押してしましまして、申しわけございません。

それでは、本日の第7回の諮問委員会をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

17:31 閉会